

第24回さいたま市環境影響評価技術審議会

次 第

日 時 平成29年3月15日（水）
午後1時30分～4時30分
会 場 ホテルラフレさいたま
5階 桃の間 I

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 議 事

(1) さいたま市新クリーンセンター（さいたま市桜環境センター）
整備事業環境影響評価事後調査書（その3：供用時）について

(2) （仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価調査
計画書について

(3) その他

5 閉 会

《会議資料一覧》

〈配布資料〉

- 資料1 第24回さいたま市環境影響評価技術審議会
出席者名簿及び座席図
[新クリーンセンター（桜環境センター）整備事業]
- 資料2 第24回さいたま市環境影響評価技術審議会
出席者名簿及び座席図
[（仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画]
- 資料3 さいたま市新クリーンセンター（さいたま市桜環境センター）整備事業の概要及び環境影響評価手続状況
- 資料4 さいたま市新クリーンセンター（さいたま市桜環境センター）整備事業環境影響評価事後調査書（その3：供用時）について
- 資料5 （仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画の事業概要及び環境影響評価手続状況
- 資料6 （仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価調査計画書に関するさいたま市環境影響評価技術審議会 委員会意見
- 資料7 さいたま市環境影響評価技術審議会 委員名簿（第7期）

〈貸出資料〉

- さいたま市新クリーンセンター（さいたま市桜環境センター）整備事業環境影響評価事後調査書（その3：供用時）
- さいたま市新クリーンセンター（さいたま市桜環境センター）整備事業環境影響評価事後調査書（その3：供用時）概要版
- さいたま市新クリーンセンター（さいたま市桜環境センター）整備事業環境影響評価書
- （仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価調査計画書
- （仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価調査計画書あらし
- （仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価調査計画書
環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類
- さいたま市環境影響評価条例集
- さいたま市環境影響評価技術指針手引

第24回さいたま市環境影響評価技術審議会 出席者名簿 [新クリーンセンター（桜環境センター）整備事業]

日時 平成29年3月15日(水)
午後1時30分～4時30分
会場 ホテルラフレさいたま
5階 桃の間I

1 さいたま市環境影響評価技術審議会委員

永澤 明	会 長	岩崎 久雄	委 員
大窪 和明	委 員	大塚 壮一	委 員
金子 律子	委 員	窪田 陽一	委 員
四ノ宮 美保	委 員	藤野 毅	委 員
村上 正吾	委 員	山本 貢平	委 員
渡辺 愛子	委 員	渡辺 季之	委 員

2 都市計画決定権者

【さいたま市都市局都市計画部都市計画課】

課 長 本多 建雄

3 事業者

【さいたま市環境局施設部環境施設課】

課 長 大川 明宏	課長補佐 田中 賢行
主 査 平本 哲士	技 師 小山 佑介

4 委託会社

【八千代エンジニアリング株式会社】

課 長 村山 拓也	主 任 沼田 健一郎
副 主 任 小坂 奈月	

5 事務局

【さいたま市環境局環境共生部環境対策課】

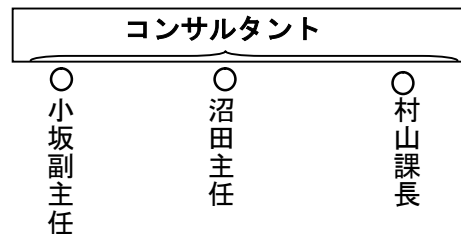
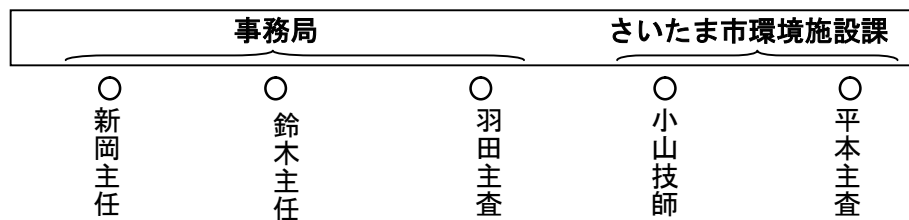
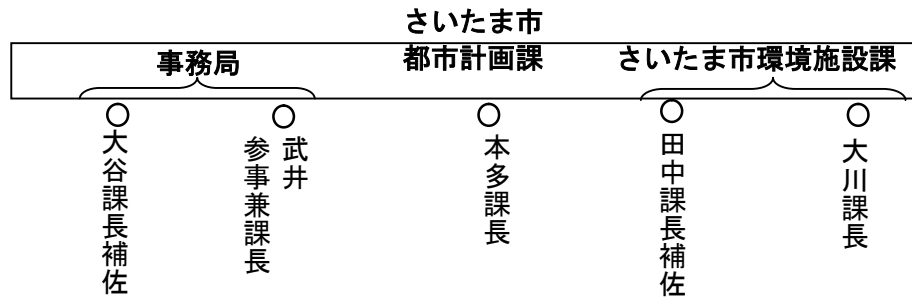
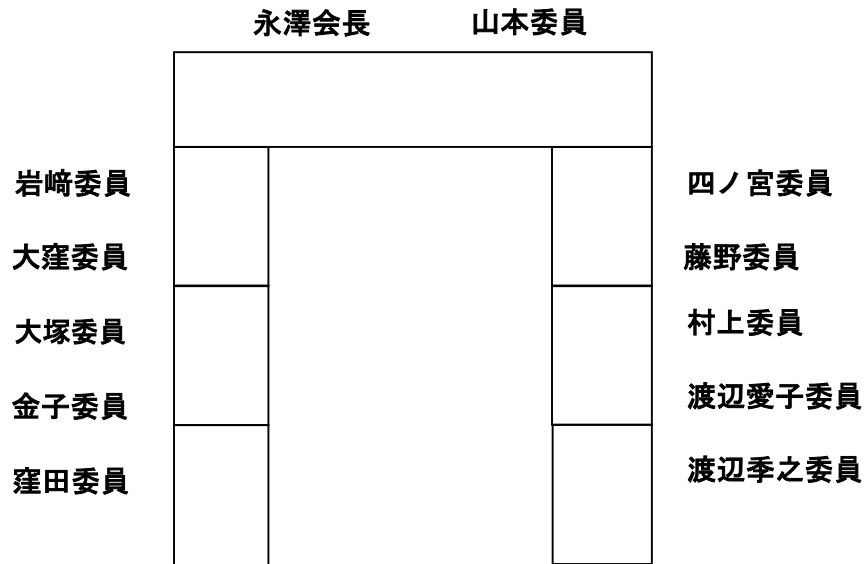
参事兼課長 武井 誠	課長補佐 大谷 卓
主 査 羽田 将司	主 任 新岡 真砂代
主 任 鈴木 慎一	

第24回さいたま市環境影響評価技術審議会 座席図

[新クリーンセンター（桜環境センター）整備事業]

日時 平成29年3月15日（水）
午後1時30分～4時30分

場所 ホテルラフレさいたま
5階 桃の間I



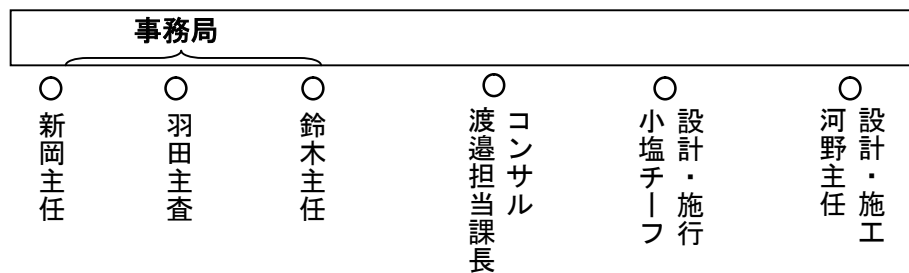
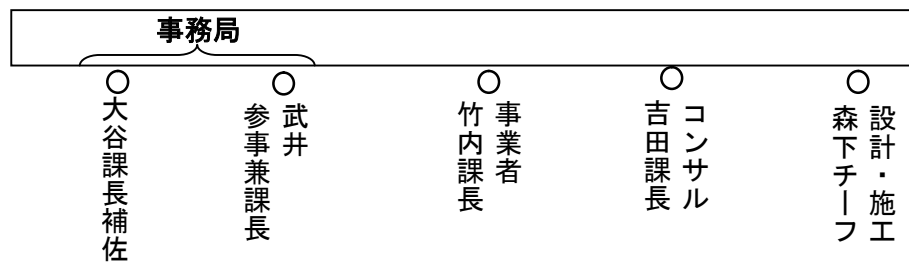
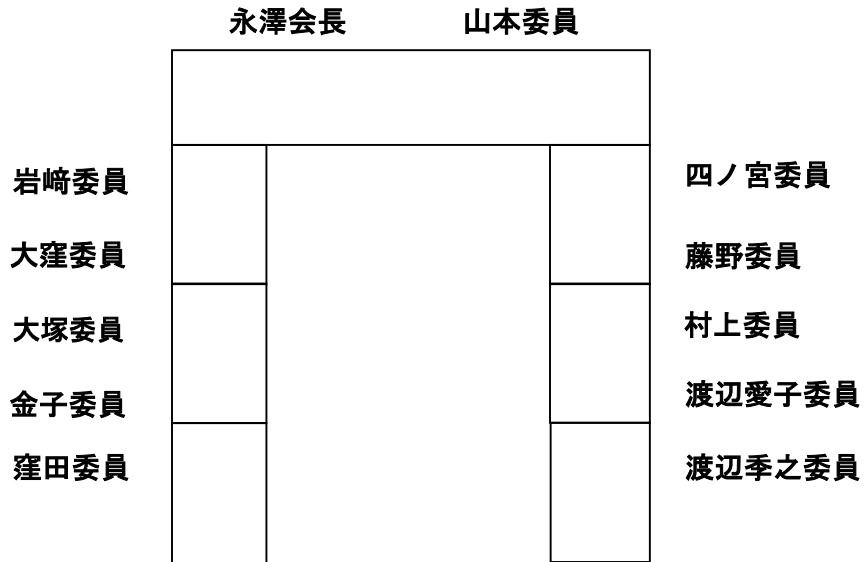
傍聴席・記者席

第24回さいたま市環境影響評価技術審議会 座席図

〔（仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画〕

日時 平成29年3月15日（水）
午後1時30分～4時30分

場所 ホテルラフレさいたま
5階 桃の間I



傍聴席・記者席

さいたま市新クリーンセンター整備事業概要及び環境影響評価手続状況

平成29年3月15日

対象事業名		さいたま市新クリーンセンター整備事業	
都市計画決定権者の名称		さいたま市（都市局都市計画部都市計画課）	
事業の種類		廃棄物処理施設の建設	
実施場所		さいたま市桜区新開4丁目2番1号	
事業規模		処理方式:シャフト式ガス化溶融 処理能力:380t/日(190t×2炉(24時間連続)) 対象事業実施区域の面積:約60,800㎡	
関係市		戸田市、朝霞市、志木市及び富士見市	
手 続 状 況	調査計画書	受理	平成20年 1月 8日
		公告・縦覧	平成20年 1月21日～ 2月20日
		市長意見	平成20年 5月30日
		内容変更に係る 調査計画書受理	平成20年 8月28日
		公告・縦覧	平成20年11月25日～12月25日
		市長意見	平成21年 1月23日
	準備書	受理	平成22年 5月10日
		公告・縦覧	平成22年 5月17日～ 6月17日
		技術審議会	平成22年11月 5日
		市長意見	平成22年11月22日
	評価書	受理	平成23年 3月10日
		公告・縦覧	平成23年 4月 1日～ 4月15日
		事業着手	平成23年 6月13日
	(その1) 事後調査書	受理	平成25年 2月26日
		公告・縦覧	平成25年 3月11日～ 4月11日
		技術審議会	平成25年 5月27日
		市長意見	平成25年 6月19日
	(その2) 事後調査書	受理	平成27年12月24日
		公告・縦覧	平成28年 1月12日～ 2月12日
		技術審議会	平成28年 4月 6日
市長意見		平成28年 4月26日	
(その3) 事後調査書	受理	平成28年12月6日	
	公告・縦覧	平成29年 1月10日～ 2月10日	
	技術審議会	平成29年 3月15日	
	市長意見	平成29年 4月24日(期限)	

その他

事後調査書に対する市民等からの意見書
受付期間:1月10日から2月24日まで
提出状況:なし

さいたま市新クリーンセンター（さいたま市桜環境センター）整備事業 環境影響評価事後調査書（その3：供用時）について

1. 事後調査書の構成

序 章 事後調査書の目的と経緯

第1章 都市計画決定権者の名称等

第2章 都市計画対象事業の名称、目的及び概要

第3章 関係地域

第4章 事後調査の結果

第5章 事後調査の結果の評価

第6章 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の措置等

第7章 事後調査の受託者の氏名及び住所

附属資料

2. 各章の内容

序 章 事後調査書の目的と経緯

調査書 p1

1 事後調査書の目的

本図書は、「さいたま市環境影響評価条例」（平成15年、条例第32号）に基づき、平成23年3月10日付けで市長に提出した「さいたま市新クリーンセンター整備事業 環境影響評価書」（以下「評価書」という。）の「第13章 事後調査の計画」（以下「事後調査計画」という。）にある事後調査を実施し、その結果をとりまとめたものです。

2 事後調査書作成までの経緯

今回の事後調査は、新クリーンセンター（以下「桜環境センター」という。）の供用時を対象としており、桜環境センターが供用を開始した平成27年4月から1年目の平成28年3月までを調査時期としました。

第1章 都市計画決定権者の名称等

調査書 p7

名 称：さいたま市

代表者：さいたま市長 清水勇人

所在地：埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

第2章 都市計画対象事業の名称、目的及び概要

調査書 p7

2.1 都市計画対象事業の名称

名 称：さいたま市新クリーンセンター整備事業

種 類：廃棄物処理施設の建設

2.2 都市計画対象事業の目的

さいたま市では、「さいたま市一般廃棄物処理基本計画（平成18年3月）」における基本施策の一つとして「施設の整備・検討」を掲げており、「さいたま市環境基本計画（平成16年1月策定）」では、新たな焼却施設を整備することで地域偏在を解消し、効率的な収集・運搬システムの構築を目指しています。また、効率的な熱回収を行うと同時に、最終処分量の抑制を図るため、焼却灰の資源化を行うために新たに資源化施設を整備し、今後の資源物の増加に対応する必要があります。

本事業は、これら基本計画の実現を目的として実施したものです。

2.3 都市計画対象事業の実施区域

調査書 p7

本事業の事業実施区域は、隣接する秋ヶ瀬会館用地等を含む約 60,800 m²であり、そのうち都市計画決定区域は約 55,300 m²です。

桜環境センターの工事が完了した平成 27 年 3 月における事業実施区域の状況を写真 1 に示します。

2.4 都市計画対象事業の規模

調査書 p11

本施設の規模等の諸元は、表 1 に示すとおりです。

本施設では熱回収施設とともに、不燃ごみ・粗大ごみの破碎及び缶・びん等の選別処理を行うリサイクルセンターと、熱回収施設で発生した熱を利用した管理・余熱体験施設を併設しました。

各施設の処理能力は、熱回収施設 380t/日 (24 時間連続稼働)、リサイクルセンターの破碎設備 28t/日 (5 時間/日稼働)、選別設備 63t/日 (5 時間/日稼働) です。

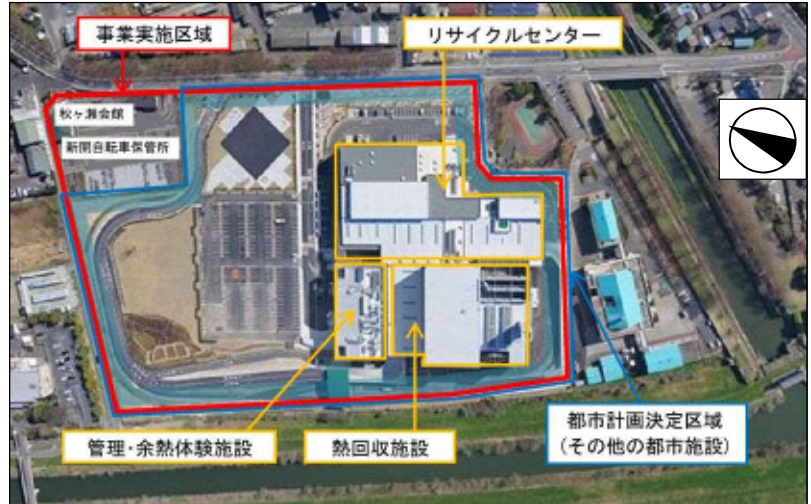


写真 1 事業実施区域の状況

表 1 本施設の諸元

項目		規模等
桜環境センター	熱回収施設	<ul style="list-style-type: none"> 対象とする廃棄物：市内で発生するもえるごみ、併設するリサイクルセンターからの破碎可燃・破碎不燃、可燃残渣及び不燃残渣、市の他施設からのし尿汚泥・主灰・破碎不燃 処理方式：シャフト炉式ガス化溶融炉 処理能力：380t/日 (190t×2 炉 (24 時間連続稼働)) 稼働日数：280 日/年以上 (1 炉あたり) 年間全炉休止日数：14 日/年以内
	リサイクルセンター	<p>①破碎設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象とする廃棄物：もえないごみ (粗大ごみ含む) 処理能力：28t/日 (5 時間/日稼働) 稼働日数：250 日/年以上 <p>②選別設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象とする廃棄物：缶 (スチール缶、アルミ缶)、びん、ペットボトル、食品包装用プラスチック類 処理能力：63t/日 (5 時間/日稼働) 稼働日数：250 日/年以上
	管理・余熱体験施設	<p>延床面積：</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境啓発ゾーン：3,510 m² 余熱体験ゾーン：3,270 m²

2.5 都市計画対象事業の実施期間

調査書 p12

桜環境センター建設工事に先行して、平成 23 年度から平成 24 年度までに、旧し尿処理施設解体撤去工事及び旧埋立処分場適正閉鎖工事の第 1 期工事を行いました。平成 24 年度より桜環境センター建設工事に着手し、平成 26 年度に計画通り熱回収施設やリサイクルセンターの試運転及び旧埋立処分場適正閉鎖工事の第 2 期工事を行い、平成 27 年 3 月までに全ての工事を完了しました。

なお、工事中の事後調査結果は、事後調査書（その 1）及び（その 2）としてとりまとめ、何れも環境影響評価条例に基づく手続きを完了しています。

2.6 都市計画対象事業の内容

調査書 p13

(1) 熱回収施設

熱回収施設では、もえるごみの他、リサイクル施設から発生した破碎可燃、破碎不燃、可燃残渣、不燃残渣とクリーンセンター大崎第二工場及び東部環境センターから発生した主灰、破碎不燃、クリーンセンター西堀から発生したし尿汚泥を処理しています。

(2) リサイクルセンター

リサイクルセンターには、缶、びん、ペットボトル・食品包装用プラスチック類を対象とする選別設備と、粗大ごみ及びもえないごみを処理する破碎設備があります。

(3) 管理・余熱体験施設

管理・余熱体験施設では、熱回収施設から発生した熱エネルギー（蒸気）を利用して、発電や管理・余熱体験施設の温浴施設等に利用し、夜間には蓄熱を行っています。

第 3 章 関係地域

調査書 p31

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「さいたま市環境影響評価条例」第 7 条第 2 項（施行規則第 4 条別表第 2）に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3.0 キロメートル以内の地域」を基準として設定しました。関係地域は、さいたま市、戸田市、朝霞市、志木市及び富士見市のそれぞれ一部が含まれます。

第 4 章 事後調査の結果

調査書 p33

今回の事後調査は表 2 に示す位置付けであり、評価書に記載された事後調査計画の最後にあたる供用開始後の平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの期間を対象としたものです。

今回の事後調査の項目は、「大気質」、「騒音・低周波音」、「振動」、「悪臭」、「水質」、「水象」、「土壌」、「動物」、「植物」、「景観」、「自然とのふれあいの場」、「電波障害」、「廃棄物等」、「温室効果ガス等」、「コミュニティ」、「地域交通」、「安全」を対象としました。このうち、「土壌」、「自然とのふれあいの場」、「電波障害」、「廃棄物等」、「温室効果ガス等」、「コミュニティ」、「安全」については、環境調査は対象外とされており、対象事業の実施状況又は環境保全措置の実施状況の調査を行うこととされています。

環境調査を伴う事後調査の内容と調査時期は表 3 に、環境調査の調査地点は図 1 にそれぞれ示すとおりです。

表2 今回の事後調査の実施対象と位置付け

事後調査の実施対象	調査時期	今回の報告及びこれまでの経緯
①旧し尿処理施設解体撤去工事及び旧埋立処分場適正閉鎖工事の施行中に実施したもの	平成23年5月～平成24年6月	平成25年2月報告済
②熱回収施設建設工事、リサイクルセンター建設工事、管理・余熱体験施設建設工事の施行中に実施したもの	平成24年6月～平成27年3月	平成27年12月報告済
③桜環境センター供用時に実施したもの	平成27年4月～平成28年3月	○

表3 事後調査（環境調査）の調査内容

調査項目			調査時期
大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	施設の稼働による煙突からの排出ガスの発生	平成27年5月14日～20日
		関係車両の走行による排出ガスの発生	平成27年8月21日～27日
	二酸化硫黄、塩化水素、ダイオキシン類、水銀	施設の稼働による煙突からの排出ガスの発生	平成27年11月13日～19日 平成28年2月23日～29日
騒音・低周波音	騒音	施設の稼働に伴う騒音の発生	平成28年2月23日～24日
		関係車両の走行による道路交通騒音の発生	
	低周波音	施設の稼働に伴う低周波音の発生	
振動	振動	施設の稼働に伴う振動の発生	平成28年2月23日～24日
		関係車両の走行による道路交通振動の発生	
悪臭	臭気指数、特定悪臭物質濃度	施設の稼働に伴う悪臭の漏洩	平成27年8月24日
水質	地下水の水質	旧埋立処分場の適正閉鎖	平成27年5月19日 平成27年8月24日 平成27年11月16日 平成28年2月29日
水象	地下水の水位	旧埋立処分場の適正閉鎖	平成27年4月1日～平成28年3月31日
動物	保全すべき種	施設の稼働に伴う騒音の発生	平成27年4月15, 16日 平成27年5月13, 14日 平成27年6月10, 11, 30日 平成28年3月29日
植物	保全すべき種	施設の存在に伴う土地の改変	平成27年4月17日 平成27年5月26日 平成28年3月29日
景観	眺望景観	施設の存在	平成27年8月20日
地域交通	自動車交通	関係車両の走行	平成28年2月23日～24日

注) 調査項目の記載内容は、「評価書」の「第13章 事後調査の計画」に記載された事項である。

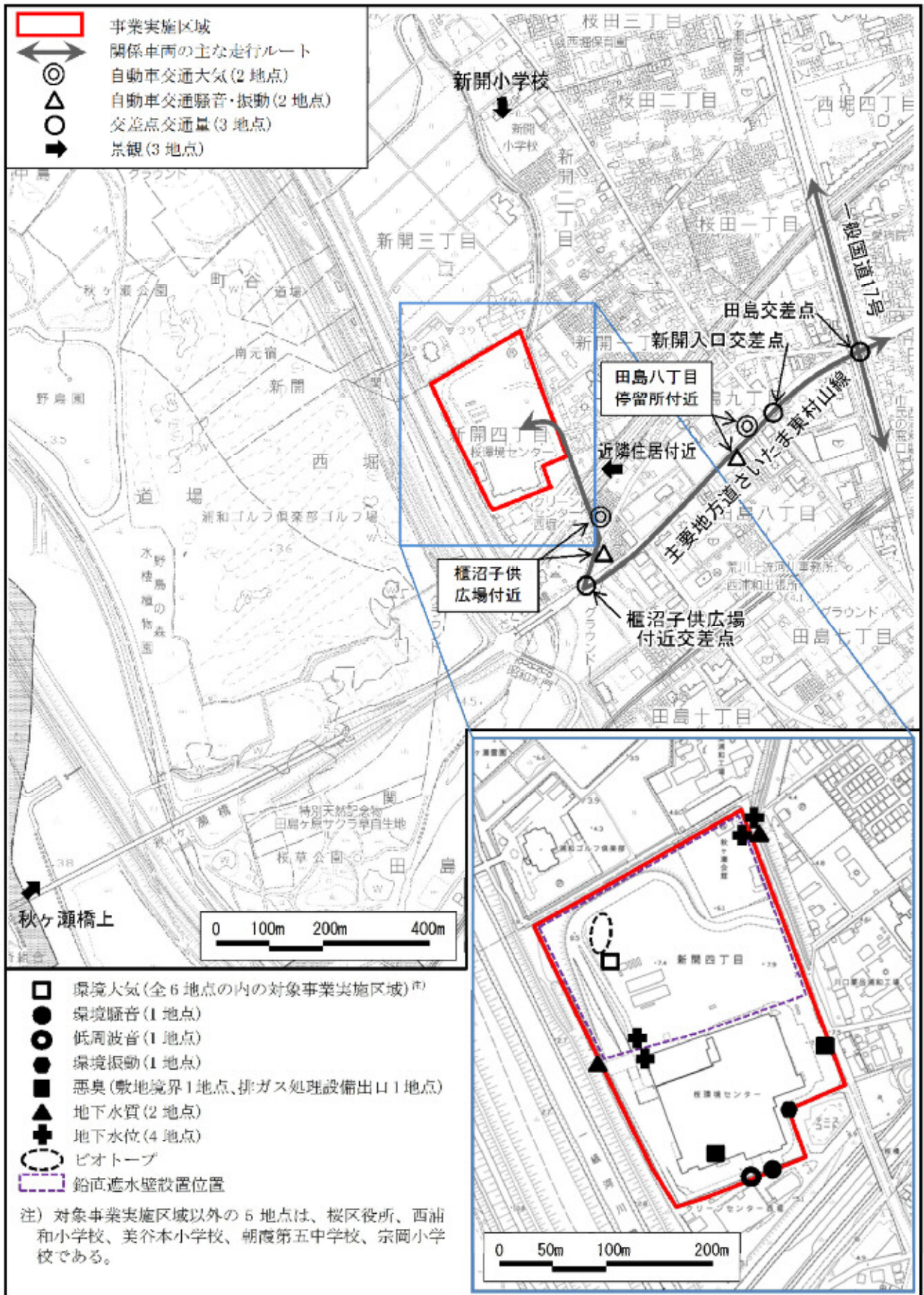


図 1 事後調査（環境調査）の調査地点

第5章 事後調査の結果の評価

事後調査の結果の評価の概要は、表4(1)～(7)に示すとおりです。

表4(1) 事後調査の結果の評価

項目	予測結果と事後調査結果との比較及びその考察
大気質	<p><施設の稼働に伴う大気質への影響（二酸化窒素）></p> <ul style="list-style-type: none"> 二酸化窒素の期間平均値は0.012～0.018ppmであり、全地点とも予測結果を下回った。 日平均値の年間98%値は0.025～0.035ppmであり、全地点とも評価指標値を下回った。
	<p><施設の稼働に伴う大気質への影響（浮遊粒子状物質）></p> <ul style="list-style-type: none"> 浮遊粒子状物質の期間平均値は0.014～0.020 mg/m³であり、全地点とも予測結果を下回った。 日平均値の2%除外値は0.040～0.051 mg/m³であり、全地点とも評価指標値を下回った。
	<p><施設の稼働に伴う大気質への影響（二酸化硫黄）></p> <ul style="list-style-type: none"> 二酸化硫黄の期間平均値は0.001～0.004ppmであり、全地点とも予測結果を下回った。 日平均値の2%除外値は0.004～0.008ppmであり、全地点とも評価指標値を下回った。
	<p><施設の稼働に伴う大気質への影響（塩化水素）></p> <ul style="list-style-type: none"> 塩化水素の期間平均値は0.001ppmであり、全地点とも予測結果を上回った。 予測結果を上回ったのは、事後調査時の煙突排煙の実績値が計画値を下回っていることから、事後調査時の付加濃度はその予測値と同等以下であり、付加濃度が評価書時点のバックグラウンド濃度に比べ1桁小さいことから、事後調査時のバックグラウンド濃度が評価書時点よりも高かったためと考えられる。 事後調査結果は、全地点とも評価指標値を下回った。
	<p><施設の稼働に伴う大気質への影響（ダイオキシン類）></p> <ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類の期間平均値は0.025～0.078 pg-TEQ/m³であり、事業実施区域内、桜区役所、西浦和小学校、宗岡小学校においては予測結果を下回ったが、美谷本小学校、朝霞第五中学校においては予測結果を上回った。 一部の地点で予測結果を上回ったのは、事後調査時の煙突排煙の実績値が計画値を下回っていることから、事後調査時の付加濃度はその予測値と同等以下であり、付加濃度が評価書時点のバックグラウンド濃度に比べ3桁小さいことから、事後調査時のバックグラウンド濃度が評価書時点よりも高かったためと考えられる。 事後調査結果は、全地点とも評価指標値を下回った。
	<p><施設の稼働に伴う大気質への影響（水銀）></p> <ul style="list-style-type: none"> 水銀の期間平均値は0.0015～0.0019μg/m³であり、事業実施区域内、美谷本小学校、朝霞第五中学校、宗岡小学校においては予測結果を下回ったが、桜区役所、西浦和小学校においては予測結果を上回った。 一部の地点で予測結果を上回ったが、ダイオキシン類と同様に、付加濃度は予測値と同等以下であり、付加濃度が評価書時点のバックグラウンド濃度に比べ1桁小さいことから、事後調査時のバックグラウンド濃度が評価書時点よりも高かったためと考えられる。 事後調査結果は、全地点とも評価指標値を下回った。
	<p><関係車両の走行に伴う大気質への影響（二酸化窒素）></p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道現地測定値に関係車両による計算値を加算する予測手法（予測1）と事後調査結果を比較すると、期間平均値は田島八丁目停留所付近が0.025ppm、櫃沼子供広場付近が0.016ppmであり、事後調査結果は予測結果を下回った。 同様に、通常用いるバックグラウンド濃度に供用時の基礎交通量及び関係車両による計算値を加算する予測手法（予測2）と比較すると、事後調査結果は予測結果を下回った。 事後調査結果が予測結果を下回ったのは、調査地点付近においては大気汚染物質の主要発生源であるさいたま東村山線の交通量の減少、広域的にはバックグラウンド濃度の低下によるものと考えられる。

表 4 (2) 事後調査の結果の評価

項目	予測結果と事後調査結果との比較及びその考察
大気質 (続き)	<p><関係車両の走行に伴う大気質への影響(浮遊粒子状物質)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予測1及び予測2と事後調査結果を比較すると、事後調査結果の期間平均値は、田島八丁目停留所付近が0.022mg/m³、櫃沼子供広場付近が0.020mg/m³であり、事後調査結果は予測結果を下回った。 ・事後調査結果が予測結果を下回ったのは、調査地点付近においては大気汚染物質の主要発生源であるさいたま東村山線の交通量の減少、広域的にはバックグラウンド濃度の低下によるものと考えられる。
騒音・ 低周波音	<p><施設の稼働に伴う騒音の影響></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後調査結果は昼間55dB(A)、夕50dB(A)、夜間45dB(A)、朝50dB(A)であり、各時間区分で予測結果を上回ったが、評価指標値と同等であった。 ・予測結果を上回ったのは、評価書では予測条件として設定した設備機器のみを考慮した数値予測であるのに対し、事後調査結果には測定対象外の周辺に常在する騒音を含んでいるため予測結果を上回ったものと考えられる。 ・本事業では対象となる環境保全措置を全て実施しており、事後調査時ではこれらの効果により施設の存在・供用に伴う騒音への影響は低減されたと考えられる。 <p><施設の稼働に伴う低周波音の影響></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後調査結果の最大値は、G特性音圧レベル(1~20Hz)が81dBであり、予測結果を下回った。 ・平坦特性音圧レベル(1~80Hz)の最大値は90dBであり、予測結果を上回ったが評価指標値と同等であった。平坦特性音圧レベルが予測結果を上回ったのは、一部の測定時間で強風の影響を受けたためと考えられる。 <p><関係車両の走行に伴う騒音の影響></p> <ul style="list-style-type: none"> ・田島八丁目停留所付近では、事後調査結果は昼間の時間帯で69dB(A)、関係車両走行時間帯及びピーク時間で70dB(A)であり、何れも予測結果を下回った。 ・櫃沼子供広場付近では、事後調査結果は昼間の時間帯で65dB(A)、関係車両走行時間帯で66dB(A)、ピーク時間で68dB(A)であり、何れも予測結果と同等か又はこれを下回った。
振動	<p><施設の稼働に伴う振動の影響></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後調査結果は昼間42dB、夜間31dBであり、何れも予測結果を下回った。 ・本事業では対象となる環境保全措置を全て実施しており、事後調査時ではこれらの効果により施設の存在・供用に伴う振動への影響は低減されたと考えられる。 <p><関係車両の走行に伴う振動の影響></p> <ul style="list-style-type: none"> ・田島八丁目停留所付近では、事後調査結果の昼間の時間帯の最大値は49dB、櫃沼子供広場付近では同様に45dBであり、何れも予測結果を下回った。
悪臭	<p><施設からの臭気の漏洩に伴う悪臭の影響></p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界における臭気指数の事後調査結果は10未満であり、事業実施区域に適用される「さいたま市生活環境の保全に関する条例」の臭気指数規制の第一種区域(10)を下回り、特定悪臭物質濃度は全項目とも定量下限値未満であった。 ・本事業では、ごみピットへの防臭性のある隔壁工法の採用や、その他の臭気対策として、ごみピット内に脱臭装置を設置し、プラットホーム入り口ではエアカーテンを設置するなどの環境保全措置を全て実施した。 <p><施設の煙突からの排出ガスに伴う悪臭の影響></p> <ul style="list-style-type: none"> ・臭気強度の事後調査結果の最大値は予測条件を下回った。また、敷地境界における臭気指数の事後調査結果及びモニタリング調査結果は全て10未満であった。これらのことから、臭気指数は予測結果と同等以下になるものと考えられる。 ・特定悪臭物質濃度については、全ての項目で「煙突等の気体排出口における規制値」以下であった。また、敷地境界における事後調査結果は全項目とも定量下限値未満であった。 ・本事業では、ごみの処理によって発生する臭気については高温分解後、バグフィルタ等で有害物質を除去してから排出している。

表 4 (3) 事後調査の結果の評価

項目	予測結果と事後調査結果との比較及びその考察
水質	<p><工事の施行に伴う地下水の水質への影響></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全措置として鉛直遮水壁及び地下水集排水管の整備、工事区域内において杭工事を施行しなかったことから、埋設廃棄物由来の有害物質の溶出はなく、地下水質への影響は小さかったものと考えられる。 ・下流側の水質観測井②の 1, 4-ジオキサンは環境基準を超過したが、旧埋立処分場適正閉鎖工事の完了後は概ね減少傾向にあることから、影響は低減されつつあると考えられる。
水象	<p><施設の存在・供用に伴う水象への影響（地下水の水位）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉛直遮水壁の外側の地点では事後の水位標高が事前よりも高めであったことから、工事に伴う水位低下等の影響はなかったものと考えられる。 ・ごみピット周辺の山留壁の施工実績では、山留壁の先端は難透水層である Ac3 層以深まで施工していることから、工事に伴う水位低下の影響は低減されたものと考えられる。
土壌	<p><施設の稼働に伴う土壌への影響></p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙突排ガス中のダイオキシン類濃度の最大値は 0.0012ng-TEQ/m³ であり、自主規制値（設計基準値）0.01ng-TEQ/m³ を下回った。 ・土壌へのダイオキシン類の付加濃度が最大と予測された事業実施区域内の地点における大気質の事後調査結果は 0.025pg-TEQ/m³ であり、予測結果の 0.06502pg-TEQ/m³ を下回った。 ・さらに、ろ過式集じん機の設置によるダイオキシン類の再合成の抑制等の環境保全措置を全て実施していることから、施設の稼働に伴う土壌中のダイオキシン類の影響は低減されたものと考えられる。
動物	<p><工事の施行及び施設の存在・供用に伴う動物への影響></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オオタカについては、平成 23 年 6 月から平成 27 年 6 月までの調査期間では、探餌、狩り、餌運び等繁殖を示唆する行動がみられたものの繁殖は確認されなかったが、平成 27 年 6 月 30 日の営巣場所調査により、羽根倉橋北側のハンノキ群落内の繁殖巣で幼鳥 2 個体を確認した。さらに、造巣期から抱卵期にあたる平成 28 年 3 月 29 日の営巣場所調査では、前年に確認した営巣木からやや離れた場所でオオタカの警戒声が確認されたことから、繁殖に着手している可能性が示唆された。 <div data-bbox="991 1025 1442 1379" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">オオタカ営巣木の状況 (H27. 6. 30)</p> <div data-bbox="284 1435 1442 1733" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">オオタカ営巣木周辺の状況 (H28. 3. 29)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミサゴ、ツミ、ハイタカ、ノスリ、サシバ、ハヤブサについては、平成 23 年以降の調査期間で探餌等を確認したが、繁殖を示唆する行動はみられなかった。 ・チョウゲンボウについては、平成 23 年以降の調査期間で探餌、狩り、餌運び等繁殖を示唆する行動がみられたものの、繁殖は確認されなかった。 ・これらの種が確認された秋ヶ瀬橋を中心とする区域は本事業の実施により直接改変することはないため、生息環境は保全されたと考えられる。

表 4 (4) 事後調査の結果の評価

項目	予測結果と事後調査結果との比較及びその考察
植物	<p>＜工事の施行及び施設の稼働に伴う植物への影響＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アマナについては、平成 23 年 6 月及び平成 24 年 4 月に、クリーンセンター西堀敷地内及びプランター等に仮移植を行った。その後、平成 27 年 4 月には、桜環境センター敷地内に完成したビオトープへの本移植を実施した。本移植後のモニタリングの結果、平成 28 年 3 月の花期には、複数個体及び 1 個体の結実個体を確認した。 ・ミゾコウジュについては、平成 23 年 6 月にクリーンセンター西堀敷地内等に仮移植を行うとともに、種子の採取及びプランターへの播種を行った。その後、平成 27 年 4 月には、桜環境センター敷地内に完成したビオトープへの本移植を実施した。平成 27 年 5 月の花期には、複数個体の生育及び開花を確認した。 ・アマナ及びミゾコウジュについては、移植による代償措置により事業実施前に生育していた個体の移植保全が図られ、生育環境は保全されたと考えられる。 ・ゴマギについては、本事業実施前（平成 23 年 5 月）に行った自生個体の確認時には、本種の生育は確認されなかったことから、周辺植物の被圧等により消失していたものと考えられる。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div data-bbox="276 763 1003 1771" style="width: 45%;"> <p>アマナ約 15 株</p> <p>アマナ約 120 株</p> <p>アマナ約 53 株</p> <p>アマナ約 25 株</p> <p>アマナ約 25 株</p> <p>ミゾコウジュ約 185 株</p> <p>凡例 ● アマナ移植地 ● ミゾコウジュ移植地</p> <p>注) 図中の株数は移植した数量を示す。</p> <p>50 100 200 m</p> </div> <div data-bbox="1013 763 1444 1081" style="width: 45%;"> <p>アマナ（結実個体）の生育状況 (H28. 3. 29)</p> </div> <div data-bbox="1013 1173 1444 1491" style="width: 45%;"> <p>ミゾコウジュの生育状況 (H27. 5. 26)</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">桜環境センター内ビオトープにおける移植地の状況</p>

表 4 (5) 事後調査の結果の評価

項目	予測結果と事後調査結果との比較及びその考察
<p>景観</p>	<p><施設の存在・供用に伴う景観への影響></p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住居付近については、リサイクルセンターの一部が新たに視認される状況に変化したが、建築物の形状はシンプルなデザインとし、軽快感と親しみを感じられる色彩としたことから、周辺環境への影響は低減されたものと考えられる。 ・新開小学校については、リサイクルセンター、熱回収施設、管理・余熱体験施設及び煙突が新たに視認される状況に変化したが、建築物高層部と低層部で同系色の濃淡を使い分けた軽快感のある色彩としたことから、周辺環境への影響は低減されたものと考えられる。 ・秋ヶ瀬橋上については、秋ヶ瀬公園の樹林越しに熱回収施設、管理・余熱体験施設及び煙突が新たに視認され、本施設の出現によりスカイラインの一部が変化したが、本施設までの距離が比較的長く、視認対象の占める面積が小さいことから、周辺環境への影響は軽微と考えられる。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>近隣住居付近</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>新開小学校</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>秋ヶ瀬橋上</p> </div> </div>
<p>自然とのふれあいの場</p>	<p><施設の稼働に伴う自然とのふれあいの場への影響></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の煙突から排出される大気汚染物質の事後調査結果は、予測対象とした二酸化窒素等の全ての項目で評価指標値を満足しており、煙突排ガス中の排出濃度は、規制対象となる全ての項目について自主規制値（設計基準値）を下回った。 ・本事業では自然とのふれあいの場で対象となる環境保全措置を全て実施しており、事後調査時ではこれらの対策効果により影響は低減されたものと考えられる。 <p><関係車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への影響></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係車両の走行に伴い自然とのふれあいの場へ影響を及ぼす可能性のある交差点需要率（飽和度）については、田島交差点及び新開入口交差点における関係車両を含む将来交通量の交差点需要率はそれぞれ 0.601 及び 0.545 と何れも予測結果を下回り、交差点需要率が 0.9 を下回ることから交差点処理が可能な状況にあると考えられる。 ・本事業では対象となる環境保全措置を全て実施しており、関係車両の走行に伴う影響は低減されたものと考えられる。

表 4 (6) 事後調査の結果の評価

項目	予測結果と事後調査結果との比較及びその考察
電波障害	<p>＜工事の施行及び施設が存在・供用に伴う電波障害の影響＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 電波障害報告書の受信障害地域図によれば、地上デジタル放送の遮蔽障害範囲は全て事業実施区域内にあり、本事業による遮蔽障害は周辺には及んでいないことが確認された。 本事業の施工時から供用時の現在までに電波障害に関する苦情等はなかったことから、障害対策は実施していない。
廃棄物等	<p>＜施設の稼働に伴う廃棄物等の影響＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度のごみ処理量の実績は 103,816t/年であり、平成 27 年度のごみ処理計画値 102,412t/年に対しやや多かった。 ごみ焼却に伴う飛灰は実績としては飛灰処理物として 3,472 t であり、熔融メタル及び熔融スラグの回収量はそれぞれ計画値を下回った。 本事業では対象となる環境保全措置を全て実施しており、事後調査時ではこれらの対策効果により廃棄物等への影響は低減されたものと考えられる。
温室効果ガス等	<p>＜施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働に伴う温室効果ガス排出量の事後調査結果は、約 115,000t-CO₂/年であり、約 72% はごみの焼却によるものであった。また、発電によって削減される温室効果ガスを見込んだ総排出量（排出量－削減量）は、約 85,000t-CO₂/年であり、供用時の温室効果ガス排出量及び削減量、並びに削減量を見込んだ総排出量の実績値は、何れも予測結果を上回った。 事後調査結果が予測結果を上回ったのは、平成 27 年度のもえるごみの処理計画値 102,412t/年に対して実績値が 103,816t/年とやや多かったことに加え、実績値を算出する際に使用した実際のもえるごみにおけるプラスチック成分割合が、予測時に使用したもえるごみのプラスチック成分の組成割合と大きくかい離していたことが大きな理由であると考えられる。 エネルギー使用の実績では、灯油の計画値に対して実績値が大きく上回っていたことも理由のひとつと考えられるが、今後は施設の運用の合理化等によりごみ処理量に対するエネルギー使用量は漸次減少していくものと考えられる。
コミュニティ	<p>＜施設の稼働に伴うコミュニティ施設への影響＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働に伴う騒音及び振動については、関連する環境保全措置を全て実施しており、敷地境界における騒音及び振動の事後調査結果がそれぞれ 55dB(A)、42dB であることから、周辺の道路や工場等を発生源とするバックグラウンドの影響を除いた本施設の稼働による騒音及び振動は予測値と同程度になるものと考えられる。 施設の稼働に伴う悪臭については、煙突排ガス及び施設からの悪臭の漏洩に係る環境保全措置を全て実施していることから、予測結果と同等になるものと考えられる。 <p>＜関係車両の走行に伴うコミュニティ施設への影響＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存コミュニティ施設への影響については、桜環境センター前面道路について、平成 24 年 3 月に櫃沼子供広場付近交差点から南側敷地境界付近までの区間で両側に歩道を整備し、供用時までには北側敷地境界付近までの区間で片側歩道を整備したことから、供用時におけるコミュニティ施設へのアクセスの安全性や利便性は向上したものと考えられる。 新たに設置されるコミュニティ施設への影響については、事業実施区域内に設置する公園や施設への来場車両の走行ルートをごみ収集車両などの関係車両の走行ルートと完全に分離したことから、施設来場車両の交通安全や利便性は向上したものと考えられる。

表 4 (7) 事後調査の結果の評価

項目	予測結果と事後調査結果との比較及びその考察
地域交通	<p>＜関係車両の走行に伴う地域交通への影響＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象とした田島交差点、新開入口交差点、櫃沼子供広場付近交差点の 24 時間流入交通量に占める関係車両の影響率は 2.6～3.3%であり、予測結果を上回った。 ・関係車両の影響率が予測結果を上回ったのは、関係車両台数が事後調査では大型車 38 台/日、小型車 762 台/日と予測結果をわずかに下回ったのに対し、関係車両を除いた供用時基礎交通量がこれ以上の割合で下回っていたためと考えられる。 ・交差点需要率（飽和度）及び交通容量比については、田島交差点及び新開入口交差点における関係車両を含む供用時交通量の交通容量比が一部で 1.0 を超え予測結果を上回るが、交差点需要率はそれぞれ 0.601 及び 0.545 と何れも予測結果を下回り、更に交差点需要率が 0.9 を下回ることから、交差点処理が可能な状況にあると考えられる。櫃沼子供広場付近交差点については、予測時点では無信号交差点のため交通容量比を比較すると、事後調査結果の交通容量比は増加するが、信号設置後の供用時の交差点需要率は 0.527 であり、0.9 を下回ることから交差点処理が可能な状況にあると考えられる。 ・本事業では、櫃沼子供広場付近交差点における事業実施区域方面への右折レーンの設置や関係車両の集中回避等の環境保全措置を全て実施しており、関係車両の走行に伴う地域交通への影響は低減されたものと考えられる。
安全	<p>＜施設の稼働に伴う安全への影響＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施設では、危険物の漏洩及び拡散、危険物の火災及び爆発に対するリスク分析や安全対策の実施等の安全管理を行っている。 ・本施設において取り扱う危険物等の貯留、取扱いについては関係法令等に基づき適切な安全管理を行い、本施設の運転・維持管理にあたっては、豊富な実績・経験を有する企業への委託や既設焼却施設での経験者を運転・維持管理の中核要員に配置する体制を構築している。 ・これらの安全対策や環境保全措置の実施により、危険物の漏洩及び拡散に対する安全性や、危険物の火災及び爆発に対する安全性は十分確保されており、供用開始 1 年を経過して上記リスクに関する危険物の漏えい、拡散、火災、爆発等の事故は発生していない。

第 6 章 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の措置等

調査書 p283

事後調査の結果、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、動物、植物、景観、地域交通については、本工事に起因すると考えられる影響は軽微であり、周辺環境に著しい影響を及ぼしていないものと考えます。

土壌、自然とのふれあいの場、電波障害、廃棄物等、コミュニティ、安全については、計画した環境保全措置を全て実施しており、周辺環境に著しい影響を及ぼしていないものと考えます。

温室効果ガス等については、計画した環境保全措置を全て実施しており、周辺環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で低減されたものと考えます。

第 7 章 事後調査の受託者の氏名及び住所

調査書 p285

受託者の名称 : 八千代エンジニアリング株式会社 関東センター
 主たる事務所の所在地 : 埼玉県さいたま市浦和区岸町 7-1-7

(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画の事業概要及び環境影響評価手続状況

平成29年3月15日

対象事業の名称	(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画	
根拠法令	さいたま市環境影響評価条例(平成15年条例第32号)	
都市計画特例の適用	なし	
事業者の名称、代表者の氏名・主たる事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・東京建物株式会社 代表取締役 社長執行役員 野村 均 東京都中央区八重洲一丁目9番9号 ・住友不動産株式会社 代表取締役 仁島 浩順 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 ・野村不動産株式会社 代表取締役 宮嶋 誠一 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 	
対象事業の種類	大規模建築物の建設	
事業実施区域	さいたま市大宮区北袋町1丁目	
事業規模	延床面積 約95,000㎡	
関係地域	事業実施区域から1.5kmの範囲 (大宮区、見沼区、中央区、浦和区の一部)	
手 続 状 況	調査計画書受理	平成28年12月16日
	関係地域決定	〃 12月16日
	調査計画書縦覧	平成29年 1月10日～2月10日
	意見書提出期間	〃 1月10日～2月24日
	第1回委員会	〃 1月23日
	意見書概要報告	〃 3月 1日
	技術審議会	〃 3月15日
	市長意見	〃 5月 1日 (意見書概要報告を受けた日から2月以内)
備考		

さいたま市環境影響評価技術審議会

会長 永澤 明 様

さいたま市環境影響評価技術審議会委員会

委員長 山本 貢平

(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価調査計画書に関する
さいたま市環境影響評価技術審議会 委員会意見

さいたま市環境影響評価技術審議会から附議された「(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価調査計画書」について、平成29年1月23日、当委員会において審議したので、その結果について下記のとおり報告します。

記

1 大気質

- (1) 建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴って排出される窒素酸化物は、その大部分が一酸化窒素として排出された後に二酸化窒素に変化することから、調査・予測にあたっては、環境基準が設定されている二酸化窒素濃度だけでなく、一酸化窒素濃度も対象とすること。
- (2) 大気質の一般環境調査地点は、事業計画地周辺の環境を代表する地点として、事業計画地内の1地点が選定されているが、予測地点の選定にあたっては、周辺の住宅地等の配置を勘案し、資材運搬等の車両の走行及び供用後の自動車交通の発生に伴う環境への影響を的確に把握できる地点を選定すること。また、予測地点は、事後調査計画における調査地点との整合を図ること。

2 景観

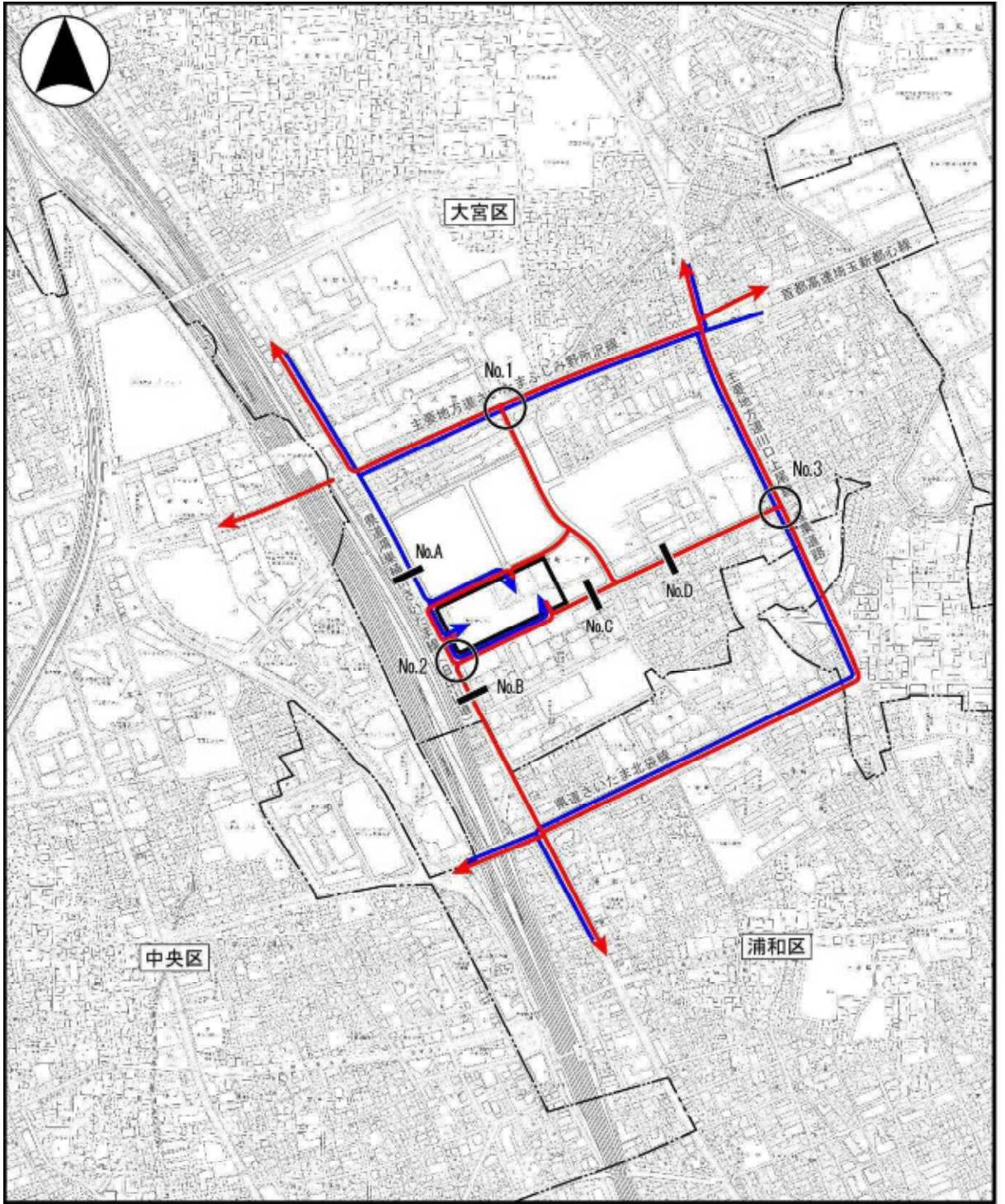
- (1) 眺望景観の視覚的なインパクトは距離によって大きく変化し、対象物から遠くなれば、そのインパクトは小さくなる。そのため、眺望景観の調査地点の選定にあたっては、事業計画地からの距離により整理し、特に事業計画地から100m乃至200mの範囲にあつては、調査地点数を多く選定す

ることが望ましい。また、方位についても同様に整理しておくといよい。

- (2) 景観資源への影響の予測において、可視領域から推定する方法によるとあるが、実際には現地調査によるものとなるのであれば、その旨具体的に記載すること。

3 地域交通

- (1) 地域交通の調査地点については、工事中は3地点、存在・供用時は4地点が選定されており、県道さいたま北袋線上の交差点が工事中の調査地点から除かれている。これは、工事用車両が当該交差点で県道さいたま北袋線と交差する市道を使用しないためとされている。しかしながら、一般車両が工事用車両を避け、経路を変更することによって当該交差点の交通量が増加する可能性があることから、工事中の調査地点についても、存在・供用と同様に当該交差点を含め、4地点を選定した方がよい。
- (2) 土地区画整理事業において事業計画地周辺の区画道路が整備され、拡幅されることにより、交通量が増加し、及び自動車走行速度が上昇することが予想される。また、本事業を含めた周辺のまちづくりにより、歩行者等が増えることも予想される。これらの変化により、交通事故のリスクが高まることが懸念されることから、交通安全の変化の程度の予測においては、交通量の増加だけでなく、自動車走行速度及び歩行者数等の変化を想定し、これを十分に考慮すること。

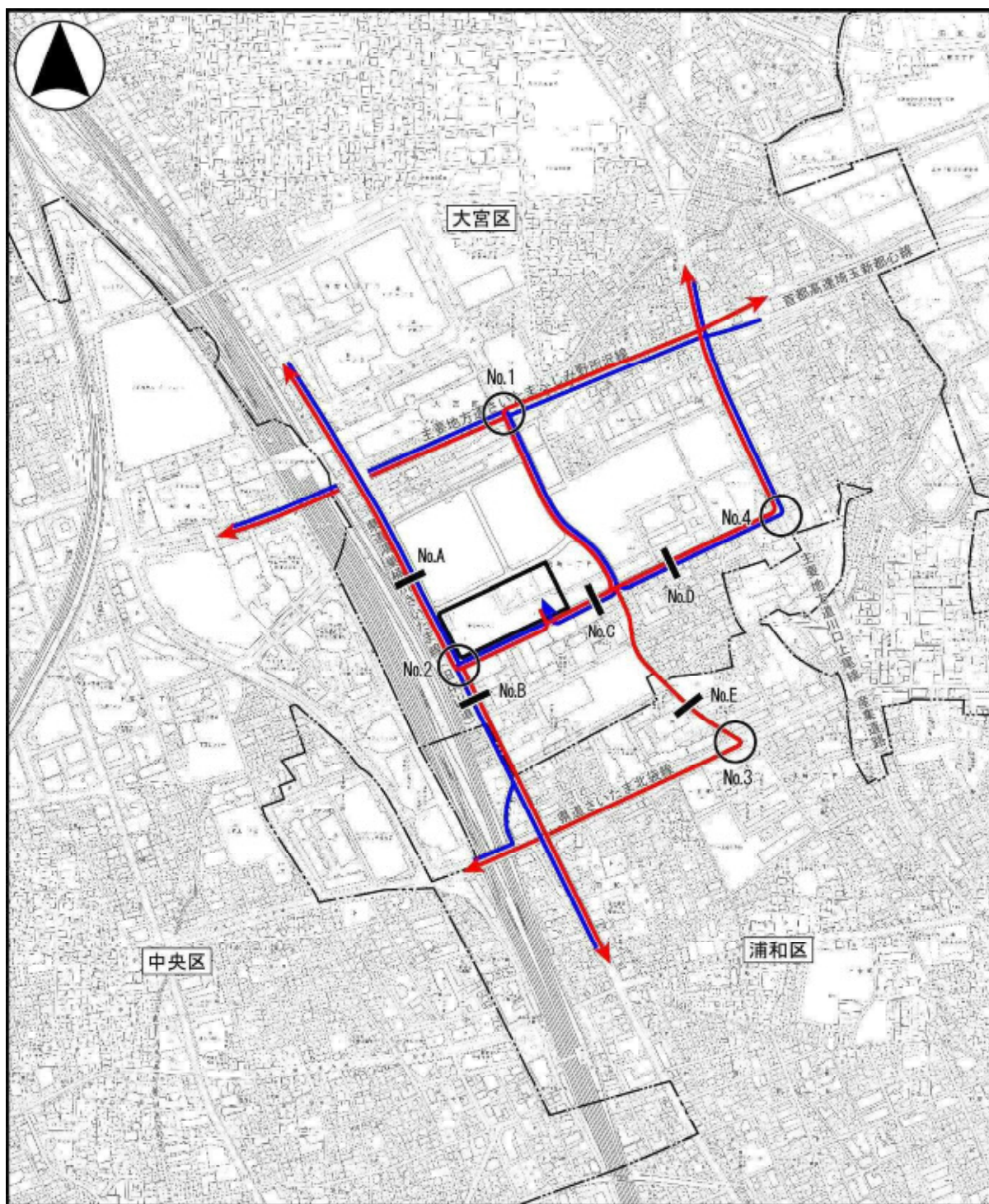


凡例







- 計画地
- 区界
- ➔ 搬出ルート
- ➔ 搬入ルート
- 自動車交通量調査地点 (No.1~No.3)
- 歩行者・自転車調査地点 (No.A~No.D)



図 4-5 地域交通調査地点 (工事 現地調査)



凡例

- | | |
|---|--|
|  計画地 |  自動車交通量調査地点
(No.1~No.4) |
|  区界 |  歩行者・自転車調査地点
(No.A~No.E) |
|  発生ルート | |
|  集中ルート | |

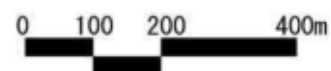


図 4-6 地域交通調査地点（存在・供用 現地調査）

(仮称) さいたま市大宮区北袋町1丁目計画に関する
さいたま市環境影響評価技術審議会委員会 委員名簿

※ 名簿は、五十音順

氏名	職名	専門分野	担当項目	
おおくぼ かずあき 大窪 和明	埼玉大学大学院理工学研究科 助教	交通計画 物流計画	コミュニティ、地域 交通	
くぼた よういち 窪田 陽一	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	環境計画	景観、温室効果ガス 等	
しのはら あつこ 篠原 厚子	清泉女子大学 人文科学研究科 教授	環境衛生 健康科学	大気質、水質、有害 化学物質	
みうら まさお 三浦 昌生	芝浦工業大学 理事 システム理工学部 教授	都市環境工学	日照阻害、風害	
やまもと こうへい 山本 貢平	一般財団法人小林理学研究所 理事長	応用音響学	騒音、振動	委員長

さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿（第7期）

任期 平成28年11月15日～平成29年7月31日

	氏名	職名	専門分野	担当項目	再新
1	いわさき ひさお 岩崎 久雄	芝浦工業大学 教授	電波工学	電波障害	
2	おおくぼ かずあき 大窪 和明	埼玉大学大学院理工学研究科 助教	交通計画、物流計画	コミュニティ、地域交通	
3	おおつか そういち 大塚 壮一	元埼玉大学大学院 准教授	大気、物質循環	大気質	
4	かねこ りつこ 金子 律子	東洋大学 生命科学部長 教授	神経生物学	動物、生態系	
5	くぼた よういち 窪田 陽一	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	環境計画	景観、温室効果ガス等	
6	しのはら あつこ 篠原 厚子	清泉女子大学 人文科学 研究所 教授	公衆衛生（環境保健）	大気質、水質、有害化学物質	
7	しのみや みほ 四ノ宮 美保	埼玉県立大学 保健医療 福祉学部 准教授	環境化学	悪臭、土壌、有害化学物質	
8	ながさわ あきら 永澤 明	埼玉大学 名誉教授	化学（無機化学・錯体 化学・生物無機化学）	水質、安全、放射 性物質	会 長
9	ひはら ゆかこ 日原 由香子	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	環境植物生理学	植物	
10	ふじの たけし 藤野 毅	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	環境工学（都市熱環境、 河川水質）	水質、水象	
11	みうら まさお 三浦 昌生	芝浦工業大学 理事 システム理工学部 教授	都市環境工学	日照障害、風害	
12	むらかみ しょうご 村上 正吾	埼玉県環境科学国際セン ター 研究所長	環境工学、河川工学	水質	
13	やまもと こうへい 山本 貢平	一般財団法人小林理学研 究所 理事長	応用音響学	騒音、振動	
14	わたなべ あいこ 渡辺 愛子	日本女子大学 学術研究員	行動生物学、動物生理 学	動物、生態系	
15	わたなべ としゆき 渡辺 季之	埼玉県環境検査研究協会 理事	廃棄物の処理	廃棄物等	

第24回さいたま市環境影響評価技術審議会 会議録

1 会議の開催日時

平成29年3月15日（水）午後1時30分から

2 会議の開催場所

ホテルラフレさいたま 5階 桃の間 I

3 出席者名及び欠席者名

出席者名

永澤 明 会長、岩崎 久雄 委員、大窪 和明 委員、大塚 壮一 委員
金子 律子 委員、窪田 陽一 委員、四ノ宮 美保 委員、藤野 毅 委員
村上 正吾 委員、山本 貢平 委員、渡辺 愛子 委員、渡辺 季之 委員
他 事業者、関係者、事務局職員

欠席者名

篠原 厚子 委員、日原 由香子 委員、三浦 昌生 委員

4 議題及び公開又は非公開の別

議題

- (1) さいたま市新クリーンセンター（さいたま市桜環境センター）整備事業環境影響評価事後調査書（その3：供用時）について
- (2) （仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価調査計画書について

公開又は非公開の別

公開

5 傍聴者の数

6名

6 問い合わせ先

環境局 環境共生部 環境対策課 電話番号 048-829-1332

○大谷課長補佐 それでは、お時間となりましたので、ただいまより第24回さいたま市環境影響評価技術審議会を始めさせていただきます。

本日司会を務めさせていただきますさいたま市環境局環境共生部環境対策課補佐の大谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、さいたま市環境局環境共生部環境対策課長の武井よりご挨拶を申し上げます。

○武井参事兼課長 さいたま市環境対策課長の武井でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本来であれば、環境局長からご挨拶を申し上げるところですが、あいにく2月議会も終盤の佳境の時期でございまして、残念ながら出席がかないませんでした。そこで、私から一言ご挨拶を申し上げます。

まず、年度末の大変お忙しいところ、委員の皆様方におかれましては、技術審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日審議していただきますのは、さいたま市新クリーンセンター（現桜環境センター）でございますが、この供用後の事後調査書ということになります。この事業につきましては、調査計画書を受理したのが平成20年ですので、今回の供用後の事後調査書で、環境影響評価としては一通り終了するということになります。

それから、新しく調査計画書が提出されました事業としまして、三菱マテリアル、北袋町にあります。その跡地に建設が予定されております共同住宅についてご審議をいただきます。

2件のご審議をいただくということで、長時間に及ぶかもしれませんが、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 ありがとうございます。

それでは技術審議会の開催に先立ちまして、さいたま市環境影響評価技術審議会委員の一部改選がございましたので、ここでご報告をさせていただきます。

平成25年からお勤めいただいております環境影響評価技術審議会委員の木幡邦男様が、任期途中ではございますが、平成28年11月14日付でご退任をされました。

そして、新たに平成28年11月15日付で、埼玉県環境科学国際センター研究所長の村上正吾様にご就任いただきました。村上様におかれましては、委員就任について快くお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、村上様のほうから一言ご挨拶のほうをいただきたいと存じますので、どうぞよろ

しくお願いいたします。

○村上委員 本日より参加させていただきます埼玉県環境科学国際センターの村上と申します。よろしくお願いいたします。

専門のほうは、水環境工学、あるいは河川工学といったことをずっとやっておりまして、これからこの場でいろいろとまた勉強させていただきたいと思いますので、今後ともご指導をよろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 ありがとうございます。

それでは、本日ご出席いただいておりますさいたま市環境影響評価技術審議会委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、会長の埼玉大学名誉教授、永澤明様です。

○永澤会長 永澤でございます。よろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 続きまして、一般財団法人小林理学研究所理事長、山本貢平様です。

○山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 続きまして、芝浦工業大学教授、岩崎久雄様です。

○岩崎委員 岩崎です。よろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 続きまして、埼玉大学大学院助教、大窪和明様です。

○大窪委員 大窪です。よろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 続きまして、元埼玉大学大学院准教授、大塚壮一様です。

○大塚委員 大塚です。よろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 続きまして、東洋大学教授、金子律子様です。

○金子委員 よろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 続きまして、埼玉大学大学院教授、窪田陽一様です。

○窪田委員 窪田でございます。よろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 続きまして、埼玉県立大学准教授、四ノ宮美保様です。

○四ノ宮委員 四ノ宮です。よろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 続きまして、埼玉大学大学院准教授、藤野毅様です。

○藤野委員 藤野です。よろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 続きまして、先ほどご挨拶いただいた村上様でございます。

続きまして、日本女子大学学術研究員、渡辺愛子様です。

○渡辺（愛）委員 渡辺愛子です。よろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 続きまして、埼玉県環境検査研究協会理事、渡辺季之様です。

○渡辺（季）委員 渡辺季之です。よろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 なお、本日ご都合によりまして、三浦昌生様、篠原厚子様、日原由香子様につきましては、ご欠席でございます。

本日の審議会につきましては、委員総数の15名のうち半数を超える12名のご出席をいただいておりますので、さいたま市環境影響評価審議会規則により、本審議会は成立していることをここでご報告させていただきます。

続きまして、本日ご審議いただきます、さいたま市新クリーンセンター（さいたま市桜環境センター）整備事業の都市計画決定権者、事業者及び関係者をご紹介します。

都市計画決定権者といたしまして、都市局都市計画部都市計画課、本多課長。

○本多課長 都市計画課の本多と申します。よろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 そして、事業側としまして、環境局施設部環境施設課、大川課長。

○大川課長 大川です。どうぞよろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 同じく田中課長補佐。

○田中課長補佐 田中です。よろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 同じく、平本主査。

○平本主査 平本です。よろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 同じく、小山技師。

○小山技師 小山です。よろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 続きまして、コンサルタント会社の紹介につきましては、環境施設課よりお願いをいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○大川課長 それでは、今回の環境影響評価事後調査業務を請け負っていただいております株式会社八千代エンジニアリングさんを紹介します。

初めに、村山課長さんです。

○村山課長 村山です。よろしくお願いいたします。

○大川課長 次に、沼田さんです。

○沼田主任 沼田でございます。よろしくお願いいたします。

○大川課長 次に、小坂さんです。

○小坂副主任 小坂と申します。よろしくお願いいたします。

○大川課長 どうぞよろしく申し上げます。

○大谷課長補佐 ありがとうございます。

それでは、その他の事務局の紹介につきましては、資料1の出席者名簿をもってかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、本日お配りさせていただいております資料の確認をここでさせていただきたいと思っております。

まず、会議の次第でございます。それから、次第の裏に本日の資料の一覧を記載させていただいております。

資料の1、第24回さいたま市環境影響評価技術審議会の出席者名簿、表面と裏面が座席図となっております。こちらはさいたま市新クリーンセンター（さいたま市桜環境センター）の整備事業となっております。

資料の2につきましては、第24回環境影響評価技術審議会の出席者名簿及び座席表となっております。こちらはさいたま市大宮区北袋町1丁目計画のものでございます。

資料3につきましては、さいたま市新クリーンセンター（さいたま市桜環境センター）の整備事業の概要及び環境影響評価の現状状況。これが表と裏となっております。

資料の4、さいたま市新クリーンセンター（さいたま市桜環境センター）の整備事業の環境影響評価事後調査書について。これはA3の紙で3枚となっております。

そして資料の5、（仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画、対象事業の概要及び環境影響評価現状状況でございます。

そして、資料の6につきましては、こちらはさいたま市の同じ北袋町1丁目計画の調査計画書に関する影響評価の委員会の意見となっております。

そして、最後、資料の7になりますが、さいたま市環境影響評価技術審議会の委員の名簿第7期のもとなっております。

その他の委員の皆様におかれましては、さいたま市新クリーンセンター（さいたま市桜環境センター）の整備事業の環境影響評価の事後調査書、こちらの冊子のその3、そしてその概要版、これが2つございます。そして、一番この太い冊子でございますが、こちらが桜環境センターの整備事業環境影響評価書となっております。そして、（仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価調査の計画書、こちらのオレンジ色の冊子でございます。こちらが1冊。そして、そのあらし。緑色のパンフレットがございます。それが、あらしでございます。そして、環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書

類。オレンジ色のファイルになっているものでございます。そして、さいたま市環境影響評価の条例集、さいたま市環境影響評価技術指針、技術指針の手引です。それが1冊のファイルにつづってありますので、ご確認ください。

皆様、お手元に資料はおそろいで大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

では、おそろいのようなので、それではさいたま市環境影響評価技術審議会規則第3条第1項の規定によりまして、議長となります永澤会長に議事を進行していただきたいと思っております。それでは永澤会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○永澤会長 それでは、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず議事の前に確認しますけれども、傍聴希望者はございますか。

○大谷課長補佐 本日の審議会には傍聴希望者がございます。

○永澤会長 それでは、会議の公開非公開について、事務局からご説明ください。

○大谷課長補佐 それでは、本審議会につきましては「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」により、原則公開となっております。ただし当要綱の規定によりまして、次の事項に該当、または該当するおそれのあると認めるときは、会議の全部、または一部を非公開とすることができます。

さいたま市情報公開条例で定める非開示情報に該当する事項について審議し、または意見を聴取する場合、続きまして会議を公開することにより、当該会議の適切な運営に著しい支障が生じると認められる場合となっております。

会議の公開、非公開の判断につきましては、会長が当審議会に諮って決定するものとなっております。

以上です。

○永澤会長 それでは、皆様にお諮りしたいのですが、本日の審議会、非公開とする特段の理由はないと思っておりますけれども、いかがでしょうか。全て公開したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○永澤会長 ありがとうございます。それでは、公開にいたします。

傍聴希望者の方をお呼びください。

(傍聴者入室)

○永澤会長 会議の議長、永澤でございます。

傍聴の方にご注意申し上げます。会議の開催中は静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

たします。それから、傍聴の方はご意見を述べたり質問をしたりすることはできません。それから、会議の録画、録音はご遠慮ください。それから、写真を撮影される場合は、議事の冒頭のみ許可いたします。ご希望ございますか。よろしいですか。

それでは、そういうことで行いますが、注意事項に反した場合は退室していただくこともありますので、ご了承ください。

それでは、議事に入ります。

まず、議事の1、さいたま市新クリーンセンター（さいたま市桜環境センター）の整備事業環境影響評価事後調査書（その3：供用時）について事務局からご説明ください。

○羽田主査　さいたま市環境対策課の羽田でございます。

さいたま市新クリーンセンター（さいたま市桜環境センター）整備事業の環境影響評価の手続についてご説明いたします。

着座にて説明させていただきます。

では、資料3のほうをご覧ください。

対象事業名は、さいたま市新クリーンセンター整備事業。

都市計画決定権者の名称ですが、さいたま市、こちらは都市局都市計画部都市計画課となります。

事業の種類、こちらは廃棄物処理施設の建設。

実施場所、さいたま市桜区新開4丁目2番1号。

事業規模といたしましては、処理方式がシャフト式ガス化溶融。処理能力が、1日当たり380トン。190トン掛ける2炉、24時間連続運転となります。

対象事業実施区域の面積についてですが、約6万800平方メートル。関係市としましては、戸田市、朝霞市、志木市及び富士見市となっております。

続いて、手続の状況を簡単に説明させていただきます。

調査計画書から始まりまして、準備書、評価書、事後調査書（その1）、事後調査書（その2）を経まして、今回審議が行われます事後調査書（その3）となっております。こちらの図書は、受理が平成28年12月6日、公告・縦覧が平成29年1月10日から2月10日まで、技術審議会が本日平成29年3月15日、市長意見は平成29年4月24日が期限となっております。

次のページにいきまして、その他といたしまして、事後調査書に対する市民等からの意見についてですが、受付期間が1月10日から2月24日までとなっておりますが、提出状況はないという状況となっております。

以上となります。

事後調査書の概要につきましては、事業者であるさいたま市環境施設課からご説明いただきます。それでは、よろしくお願いいたします。

○大川課長 それでは、私からは事業概要のご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、資料4、A3版のさいたま市新クリーンセンター（さいたま市桜環境センター）整備事業環境事後調査書（その3：供用時）についてでございます。

それでは、着座にて説明させていただきます。

説明資料では、1枚目左側、下の下段の第2章から説明させていただきます。

初めに、2. 1、都市計画対象事業の名称ですが、名称はさいたま市新クリーンセンター整備事業で、種類は廃棄物処理施設の建設です。

続いて、2. 2、都市計画対象事業の目的ですが、本市では、さいたま市一般廃棄物処理基本計画における基本施策の1つとして施設の整備検討を掲げており、さいたま市環境基本計画では、新たな焼却施設を整備することで地域偏在を解消し、効率的な収集・運搬システムの構築を目指しています。

また、効率的な熱回収を行うと同時に、最終処分量の抑制を図るため焼却灰の資源化を行うために、新たに資源化施設を整備し、今後の資源物の増加に対応する必要があります。

本事業は、これら基本計画に基づき実施したもので、事業の中身といたしましては、本市から排出される可燃ごみ、不燃ごみ等の一般廃棄物を処理する熱回収施設、リサイクルセンター及び管理・余熱体験施設を整備し、15年間の維持管理運営を行うものとなっております。

また、事業方式には設計、建設及び維持管理運営を一括して発注するDBO方式を採用しております。民間事業者のノウハウを活用することにより、効率的かつ効果的に運営し、より安全、安定的に施設を稼働させることで、環境基本計画の実現に資するものと考えております。

次に、1枚目の右側をご覧ください。

2. 3、都市計画対象事業の実施区域ですが、写真1、事業実施区域の状況の上段で示しております。本事業の事業実施区域は、隣接する秋ヶ瀬会館及び新開自転車保管所を含む、赤線で囲んである部分で、約6万800平方メートルであり、そのうち都市計画決定区域については、青線で囲む約5万5,300平米でございます。また、写真1はいずれも施設竣工時のものでございます。周辺は主に工場、ゴルフ場、農地、住宅地となっており、事業実施区域の西側を北から南に向かって鴨川が流れております。

次に、2. 4、都市計画事業の規模についてご説明させていただきます。

本事業の用に供する施設としましては、熱回収施設、リサイクルセンター及び管理・余熱体験施設の3施設があります。各施設の緒元につきましては、表1にお示ししたとおりでございます。熱回収施設は、24時間連続稼働で1日当たり380トンの燃えるごみ等を処理することのできる施設となっております。リサイクルセンターは、破碎設備として1日に28トンの燃えないごみを処理する施設と、1日に63トンの資源物を選別し、処理する施設となっております。管理・余熱体験施設は、ごみの焼却熱を利用した余熱体験施設や環境啓発施設等となっております。

続きまして、1枚目の裏面の左側をご覧ください。

2. 5、都市計画対象事業の実施期間についてご説明させていただきます。

初めに、桜環境センター建設工事に先行して、平成23年度から平成24年度までに、旧し尿処理施設解体撤去工事及び一部を除き旧埋立処分場適正閉鎖工事の第1期工事を行いました。

桜環境センター建設工事につきましては、平成24年度より着手し、平成26年度に計画どおり熱回収施設やリサイクルセンターの試運転及び旧埋立処分場適正閉鎖工事の第2期工事を行い、平成27年3月までに全ての工事を完了しております。

これらの工事期間を対象とした調査については、事後調査書（その1）及び（その2）として取りまとめ、報告済みでございます。

次に、2. 6、都市計画対象事業の内容についてご説明いたします。

熱回収施設では、市内で発生する燃えるごみのほか、併設するリサイクルセンターからの破碎可燃、破碎不燃、可燃残渣及び不燃残渣と、市の他施設から発生した主灰、破碎不燃、また隣接するし尿処理施設から発生したし尿汚泥を処理しています。

リサイクルセンターでは、缶、びん、ペットボトル、食品包装用プラスチック類といった資源物を選別、処理しているほか、粗大ごみや燃えないごみを破碎処理しております。

管理・余熱体験施設では、熱回収施設から発生した熱エネルギーを利用して、発電や管理・余熱体験施設の温浴施設等に利用しております。

桜環境センターは、平成27年4月の供用開始以降、安定的な運営を継続しております。また余熱体験施設には、年間で約31万人を超える方にご来場いただき、市民の憩いの場としてご利用いただいております。

今後の施設運営におきましては、効率的かつ安全で安心な運転と適切な維持管理はもちろんのこと、環境啓発の拠点施設として地域に貢献してまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○小山技師 それでは、引き続き第3章以降の関係地域以降についてご説明いたします。

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、対象事業が実施される区域の周囲3キロメートル以内の地域を基準として設定しており、先ほどご説明がありましたが、さいたま市のほか、隣接した4市が含まれております。

では、第4章、事後調査の結果についてご説明させていただきます。

今回ご報告させていただきますその3、供用時の事後調査は、4ページの表に示しますとおり、供用開始後の平成27年4月から28年3月までの1年間に実施したものです。今回対象とした事後調査は、大気質等全17項目であり、このうち土壌等の7項目につきましては、対象事業の実施状況、または環境保全措置の実施状況の調査を行っております。

環境調査を伴う事後調査の内容と調査時期は、表3に環境調査2、調査の調査地点は5ページの図1にそれぞれ示すとおりです。

それでは、6ページをご覧ください。

事後調査書第5章、事後調査の結果の評価についてご説明させていただきます。

まず、大気質についてご説明いたします。

施設の稼働に伴う大気質への影響を把握するため、桜環境センター及び周辺約3キロメートル圏内の計6地点で、二酸化窒素等6項目を調査いたしました。表で見ますと、上から3つ、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄につきましては、全地点とも期間平均値は予測結果を下回り、環境基準等により設定した評価指標値につきましても、これを下回りました。

4つ目の塩化水素につきましては、評価指標値は下回っていたものの、期間平均値は全地点とも予測結果を上回りました。その結果につきましては、もともと濃度自体がバックグラウンド濃度に大きく依存することがわかっておりましたので、事後調査時におけるバックグラウンド濃度が評価書作成時に比べ、高かったことが影響しているものと考えております。

ダイオキシン類及び水銀につきましても、6つの調査地点のうち一部の調査地点において予測結果を上回っておりましたが、これは塩化水素と同様に、バックグラウンド濃度に影響された結果と考えております。

続きまして、関係車両の走行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質について説明いたします。

図1の上段に示しますさいたま東村山線等の沿道2地点、二重丸で示した地点調査を行いました。調査結果を、同沿道の現地測定値に関係車両による計算値を加算した予測結果を比較しますと、調査地点としました田島八丁目停留所付近及び櫃沼子供広場付近の期間平均値はいず

れも予測結果を下回りました。

また、通常の予測手法であるバックグラウンド濃度に供用時の基礎交通量及び関係車両による計算値を加算した予測結果を比較しますと、いずれの地点におきましても予測結果を下回りました。予測結果を下回ったのは、大気汚染物質の主要発生源であるさいたま東村山線の交通量の減少、広域的にはバックグラウンド濃度の低下によるものと考えております。

続いて、7ページに示します騒音及び低周波音についてご説明いたします。

調査地点は、5ページの右下の図、下側に示します予測値が最大となった敷地境界上の地点、黒塗りの丸と白塗りの丸としまして、調査を実施しました。施設の稼働に伴う騒音につきましては、評価指標値の超過はなかったものの、各時間区分におきまして予測結果を上回りました。予測結果を上回ったのは、評価書では予測条件として設定した設備機器のみを考慮した数値予測であったものに対し、事後調査結果には、測定対象外の周辺に常在する騒音を含んでいたためと考えられます。

施設の稼働に伴う低周波音につきましては、G特性音圧レベルの最大値が予測結果を下回ったものの、平坦特性音圧レベルの最大値が予測結果を上回りました。一方、評価指標値に対しましては、同等の結果となりました。平坦特性音圧レベルが予測結果を上回ったのは、一部の測定時間で強風の影響を受けたためと考えられます。

関係車両の走行に伴う騒音につきましては、図1の上段に示しますさいたま東村山線等の沿道2地点、三角の地点で調査を行いました。事後調査の結果は、田島八丁目停留所付近及び櫃沼子供広場付近とも、予測結果を下回りました。

振動についても、騒音と同様に施設の稼働及び関係車両の走行に伴う影響を調査しましたが、調査結果はいずれも予測結果を下回りました。

次に、悪臭についてご説明いたします。

施設からの臭気の漏えいに伴う悪臭の調査地点は、図1の右下の図に示します予測値が最大となった敷地境界上の地点、黒塗りの四角になっておりまして、ここでは右側のほうに書いています。臭気指数の調査結果は10未満になり、この地点に適用される規制値を下回り、特定悪臭物質濃度は全項目とも定量下限値未満となりました。

施設の煙突からの排出ガスに伴う悪臭につきましては、排ガス処理設備出口における臭気強度の最大値は予測条件を下回りました。また、敷地境界における臭気指数は、事後調査結果及びモニタリング調査結果において、全て10未満でした。

これらのことから、臭気指数の最大値は予測結果である10未満になるものと考えられます。

特定悪臭物質濃度につきましては、全ての項目で煙突等の気体排出口における規制値以下であり、敷地境界における事後調査結果は全項目とも定量下限値未満でした。

続いて、8ページの水質の事後調査結果についてご説明いたします。

水質の調査地点は、図1の右下の図に示します調査地点、1つの黒塗りの三角の地点におきまして、工事完了後における地下水の水質の状況を調査しました。

調査の結果、唯一閉鎖区域の外側の下流の水質観測井②におきまして、1,4-ジオキサンが環境基準を超過しました。しかし、旧埋立処分場適正閉鎖工事の完了後の事後調査期間内では、おおむね減少傾向にあることから、影響は低減されつつあると考えられます。

また本事業では、環境保全措置として、鉛直遮水壁及び地下水集排水管の整備等を実施したことから、埋設廃棄物由来の有害物質の流出はなく、地下水質への影響は小さかったものと考えられます。

水象につきましては、図1の右下の図に示します調査地点、プラスの記号の地点におきまして、地下水の水位を調査しました。鉛直遮水壁の外側の地点では、事後の水位標高が事前よりも高めであったことから、工事に伴う水位低下等の影響はなかったものと考えられます。

また、ごみピット周辺の山留壁の先端は、難透水層である第三粘土層よりも深く施工しておりますことから、工事に伴う地下水の水位への影響は低減されたものと考えております。

土壌につきましては、環境保全措置の実施状況について調査いたしました。

煙突排ガス中のダイオキシン類濃度の最大値は自主規制値を大きく下回り、付加濃度が最大と予測された事業実施区域内の事後調査結果は、予測結果を下回りました。

動物につきましては、供用時における猛禽類の状況について調査いたしました。

オオタカにつきましては、平成23年以降の調査期間では、エサ探しや運搬等の繁殖を示唆する行動が見られたものの、繁殖は確認されませんでした。施設供用開始後の平成27年6月に行った踏査におきましては、羽根倉橋北側のハンノキ群落内の繁殖巣で幼鳥2個体を確認することができました。さらに、造巣期から抱卵期に当たる平成28年3月の調査では、オオタカの警戒声が確認されたことから、繁殖に着手している可能性も示唆されました。

これらのオオタカ営巣木の状況写真を8ページに示します。

オオタカの繁殖が確認された秋ヶ瀬橋を中心とする区域は、本事業の実施により直接改変することはなかったため、オオタカ以外の猛禽類も含め、生息環境は保全されたものと考えられます。

次に、9ページ、植物についてご説明いたします。

植物につきましては、事業計画地内に生息していた貴重種であるアマナ及びミゾコウジュを平成27年4月に桜環境センター内のビオトープへ移植しました。ビオトープの位置は図1の下段に示し、拡大図と写真を9ページに示してあります。

アマナにつきましては、平成28年3月の開花時期には複数の生育個体及び1個体の結実個体が確認され、ミゾコウジュにつきましては、平成27年5月の開花時期における開花状況のほか、平成28年3月のモニタリング時に自然更新していることを確認しました。

従いまして、これらの代償措置により、事業実施前に生育していました個体の移植保全が図られ、生育環境は保全されたと考えております。

次に、10ページに示しております景観につきましては、図1の上段に示します太矢印の3地点で写真撮影を行いました。

近隣住居付近及び新開小学校につきましては、工場棟や煙突等が新たに視認される景観になりましたが、建築物高層部と低層部で同系色の濃淡を使い分けた軽快感のある色彩としましたことから、周辺環境への影響は低減されたものと考えております。

秋ヶ瀬橋上につきましては、秋ヶ瀬公園の樹林越しに熱回収施設や煙突が新たに視認されますが、本施設までの距離が比較的長く、周辺環境への影響は軽微と考えられます。

自然とのふれあいの場への影響につきましては、関係車両の走行に伴い、影響を及ぼす可能性のある交差点需要率が、田島交差点及び新開入口交差点においていずれも予測結果を下回りました。さらに、数値として0.9を下回ることから交差点処理が可能であり、影響は低減されたものと考えております。

続いて、11ページに示しております電波障害につきましては、地上デジタル放送の遮蔽障害範囲は全て事業実施区域内にあり、本事業による遮蔽障害は周辺には及ばないことを確認しました。

廃棄物等につきましては、平成27年度のごみ処理量の実績は年当たり10万3,816トンであり、計画値に対しやや多くなりましたが、ごみ焼却に伴う飛灰は、飛灰処理物として3,472トンであり、熔融メタル及び熔融スラグの回収量はそれぞれ計画値を下回りました。

温室効果ガス等につきましては、施設の稼働に伴う温室効果ガス排出量及び発電によって削減される温室効果ガスを見込んだ総排出量の実績値はいずれも予測結果を上回りました。これは平成27年度の燃えるごみの処理計画値に対して、実績値がやや多かったことに加え、実績値を算出する際に使用しました実際の燃えるごみにおけるプラスチック成分割合が、予測時に使用した燃えるごみのプラスチック成分の組成割合と大きく乖離していたことが、大きな理由で

あると考えられます。

コミュニティ施設への影響につきましては、施設の稼働に伴う騒音及び振動に関連する環境保全措置を全て実施していることから、バックグラウンドの影響を除外すれば、予測値と同程度になるものと考えられます。

関係車両の走行に伴う影響につきましては、桜環境センターの前面道路等において歩道を整備しましたことから、コミュニティ施設へのアクセスの安全性や利便性は向上したものと考えられます。

続いて12ページに示しております地域交通への影響ですが、図1の上段に示します交差点3カ所において交通量調査を実施しました。その結果、いずれの交差点におきましても、24時間流入交通量に占める関係車両の影響率は予測結果を上回りました。しかし、関係車両台数は大型車両が1日当たり38台、小型車が1日当たり762台と予測結果を下回っていたため、基礎交通量の減少が影響したものと考えられます。

交通容量比につきましては、田島交差点及び新開入口交差点における一部の断面で予測結果を上回りましたが、交差点需要率は各地点とも予測結果を下回り、さらに0.9を下回ることから、交差点処理は可能な状況にあると考えられます。

櫃沼子供広場付近交差点につきましては、信号設置後の交差点需要率が0.9を下回ることから、こちらも交差点処理は十分可能な状況にあると考えられます。

以上のことから、関係車両の走行に伴う地域交通への影響は低減できたものと考えられます。

最後に、施設の稼働に伴う安全への影響につきましては、本施設では危険物の漏えい及び拡散、危険物の火災及び爆発に対するリスク分析や、安全対策の実施等の管理を行っております。これらの安全管理や環境保全措置の実施により、供用開始1年、間もなく2年になるのですが現時点におきましては、危険物の漏えい、拡散、火災、爆発等の事故は発生していない状況にあります。

第6章、事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の措置等につきましては、今回対象となった調査項目の大部分については、周辺環境に著しい影響を及ぼしていないと考えられ、一部の調査項目につきましては、周辺環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で低減されたものと考えられます。

事後調査の結果につきましては、以上のとおりご報告させていただきます。

○永澤会長 今回の審議案件に関しては、事後調査でありますので、委員会は開催していません。特に問題がなければ、今日の審議で技術審議会としての答申をまとめたと思っておりま

す。

どの部分からでも結構ですので、お気づきになったところからご意見をいただきたいと思
います。お願いします。

○四ノ宮委員 水質に関してですが、地下水の水質観測井2番のところから、1,4-ジオキサ
ンが環境基準を超えていたということですが、影響は低減されつつあると考えられていらっ
しゃいますが、さいたま市として、今後モニタリングを継続していくような必要性があるかど
うかについてお聞きしたいと思います。

○小山技師 今回、ジオキサンが超過した地下水の観測井2のモニタリングを継続していく
ということですが、この地点の周辺におきましては、飲料用として地下水の利用はなくて、工
事施工前からモニタリングを行っておりますので、今後も状況を監視するという意味で、モニ
タリングは継続していく予定でございます。

○四ノ宮委員 ありがとうございます。

○永澤会長 ジオキサンが検出された原因としては何か考えられますか。

○四ノ宮委員 それは溶剤の使用とか、それから廃棄物からもよく溶出すると言われていま
すけれども、今回汚染源については、どうなのですか。

○永澤会長 工事の前にも出たのですか。

○小山技師 工事施工前からジオキサンについては出ています。

○武井参事兼課長 旧埋立処分場がありましたので、そこから溶出したのではないかと考えら
れます。

○永澤会長 ほかにありますか。

○藤野委員 関連して。私も同じ、このジオキサンの評価に引っかかったところがありまして、
井戸の1は確かに0.005未満が続いていますが、2番のほうは下がっていません。0.077、
126ページ、127ページの表の4-5-2に一覧表が載っているのですが、これは、片方が出て
いないから、低減されつつあるという非常にあいまいな書き方なのですが、2は今でも出て
いるということが明らかですので、この表現は良くないのではないかと思います。

それから、環境基準はありませんが、例えばアンモニア性窒素が昨年冬で10mg/lとか、こ
れも非常に大きく上昇していると。それから、逆に井戸の濁度が、理由はわからないのですが、
非常に高い。160度とかが出ていまして、まだまだモニタリングと、あと原因解明をやっ
ていただきたいと思ます。

○羽田主査 まず、事務局のほうから、1,4-ジオキサンのことについて説明させていただき

ます。図書のほうには載ってはいませんが、平成24年度の工事中における水質観測井②の1,4-ジオキサンの最大値が0.47mg/l となっておりまして、今回平成27年度の供用時における最大値は0.097mg/l となっておりますので、概ね減少傾向にあるということで書かせていただいております。

○武井参事兼課長 本来は工事中の数値を示し、それで減少という説明をすればよかったです。供用時の数値しか示していないものですから、閉鎖工事終わってから最大値が出て、その後下がって、今はほぼ横ばい状況なので、この図書だけからだと、ご指摘のとおり適切な表現ではなかったのかと思われまます。

事業者側としては、工事から下がっているという測定結果を持っていましたので、こういう説明になってしまったところでございます。

○藤野委員 例えばアンモニア性窒素は、最初は0.1未満だったわけですよね。春夏、2つとも。それがこの冬になると、5とか10ということで、これは100倍上がったということになっているわけですがけれども。なかなか自然には起こりにくい現象ではないかと思われまますので、この後もモニタリングしていただきたいと思われまます。

○小山技師 対象地域がもともと埋立処分場で、少し特異的な地域だったということもありまして、そういう結果が出てきてしまうのですが、今後もジオキサン以外に関しましても、環境項目につきましては、年に2回以上は少なくともモニタリングを継続して行っていく計画であります。

今まで得られた結果につきましては、ホームページで公表しております。冬季におきましては、どうしても渇水期と同じように濃縮されて結果が大きく出てしまう傾向があるのではないかと考えております。

○藤野委員 窒素で言うと、硝酸及び亜硝酸がありますので、ここへの影響というものも見るべきだと思うのですが、そちらは余り変わってなくて、アンモニアだけ急に変わったというところが、少しわからないというところがあるという印象です。

○永澤会長 アンモニア性窒素というのは、生活排水に入っているため、硝酸、亜硝酸は常に出来ますよね。

○藤野委員 それは、もともとはアンモニア性窒素ですので、それが酸化されて生じることになるのですが。

○永澤会長 2番の隣に鴨川が流れていますが、その影響は考えられますか。

○小山技師 川というよりは、やはり埋め立てていたものの由来ではないかなと思われまます。

○永澤会長 窒素は余り入っていないと思うのですが。

○武井参事兼課長 鴨川方向に地下水の流れがありますので、鴨川からの影響というのではないと考えられます。あと、アンモニア性窒素といいますと、地下水汚染としては生活排水由来とか、畜産由来とかもありますので、適切に閉鎖工事が行われていますので、埋め立てられた廃棄物由来と言い切るのもちょっと難しいのかなと思われま。硝酸性窒素等については、さいたま市内でも環境基準を超えている地点が結構ございます。

○大谷課長補佐 通常測定しても、常時監視でも出てくる項目が、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素です。アンモニア性窒素というのはまた、先ほど先生がおっしゃったように酸化された、一応変化する前の物質でございますので、そこは今後も一応注視する必要があるのかなという気はするのですが。

○永澤会長 これは地下水の流れとしては、観測井の1のほうから2のほうへ流れていると思えばいいのですか。

○武井参事兼課長 はい。

○永澤会長 処理場の北東から南西に鴨川に向かって伏流水があると思えばいい感じですか。

○武井参事兼課長 はい。

○永澤会長 ということは、やはり埋めていたものの影響という可能性はありますね。

128ページをみると、粘性土層の高さが、1のほうが上だから、こちら側から2へ流れている。下の砂質土層の底の高さも、1のほうが上になっています。

モニタリングは継続していくということによろしいでしょうか。

○小山技師 モニタリングは継続して行います。

○永澤会長 ほかにございますか。

○山本委員 7ページ、事後調査の結果の評価の上から3つ目の四角書きの中ですけれども、低周波音の影響があって、数字的に見たら全く問題ないということはわかります。その2行目ぐらいのところに、平坦特性音圧レベル1から80ヘルツの最大値は90であり、予測結果を上回った。そこまではいいのですが、評価指標値と同等であったという、この評価指標値って何のことを言っているのでしょうか。

あるいは、さいたま市では何かそういうのを特段決めていらっしゃるなら、それでもいいのですが。普通、平坦特性でというのは、思い当たるものはないもので。

○沼田主任 事後調査書の本編のほうですが、82ページをご覧いただきたいと思います。

表4-2の14番、今回の調査結果と予測結果との比較の表を載せておきまして、上段のほう

がG特性、下段が平坦特性。表の右の行に評価指標値、それぞれ90ですけれども、平坦特性の評価指標値としては、注釈にあります、人間の知覚としては認知されない音圧レベルというのがISOで規定されているということで、この評価指標値というのは、環境影響評価書を作成した時点で設定された評価指標値と比較をさせていただいております。

○山本委員 そうですか。ISOの7196で規定しているのはG特性です。通常、G特性で100とあり、それを超えると振動を感じるということですが、ISO7196ではないとは思いますが、これは今さら言ってもしょうがないのですが、とにかく数字としては問題ない数字なのですが、また同じようなことが出てきたときには、相談に乗らせていただきたいと思います。

○武井参事兼課長 82ページに低周波音の評価指標値がありまして、評価書の段階で定めるものですから、規制基準があれば規制基準が評価指標値となるわけですが、今回はそれらの指標値を評価書の段階で定めています。

○山本委員 わかりました。評価書の段階のときにもG特性だけでよいと意見を言っていれば、よかったのだらうと思いますが、これから先の参考としていただくようお願いします。

○金子委員 よろしいですか。

全く問題ないとは思いますが、低周波音の調査では、北風が強かったですが、評価書には、低周波音の変化についてのグラフが載っており、午後3時以降に高くなっているのがよくわかるのですが、最高値だけしか書いていないので、本当に強風であったのか、確認させていただいてもよろしいでしょうか。80ページの上に、低周波音の調査結果をグラフで載せております。

○沼田主任 時間値の推移は80ページのとおりです。風速は1時間にデータ数が1個となります。

○金子委員 ありがとうございます。それはよくわかるのですが、風速が午後になり、その最高風速は12.1でした。測定するときには防風スクリーンを装着していましたが、本当に北風との相関があるのかが、文章だけだとわからなかったもので、確認をさせていただきました。

○沼田主任 後半の資料編の330ページになるのですが、測定をした時間での風向・風速のデータを記録しています。これで見ると、グラフ化したものが下段になるのですが、午後3時、4時ごろから急に風が吹き出したため、平坦特性のものは、これとリンクして上がってしまいました。G特性は20ヘルツ以下なので、風の影響はなく、ずっと上がるということもありませんでした。

○金子委員 ありがとうございます。

○山本委員 事後調査書の80ページの写真を見ているのですが、こういうところで低周波マイ

クを置くのは良くないと思います。通常、風の影響は、風が音を出しているのではなくて、風がそのマイクロホンの表面に当たって雑音を拾ってしまいます。台風の際にアナウンサーが放送していてぼこぼこ鳴っているように、音ではないものを拾ってしまうので、通常は低周波音、超低周波音まで測る場合についても、地上や地上0.5メートルに置かないと、この測定は風雑音だと言われても、やむを得ない状況です。

このマイクロホンについている風防ですが、これだけでは十分ではないと思いますので、これからこうした案件があるときには、また私も意見を言いますので、注意していただきたいと思います。

数字から見たら問題はないのですが、正しく測定されているかどうかというところがありますので、今後は改良してもらいたいと思います。

○沼田主任

今回、事後調査で測定したわけなのですが、予測したときの低周波の一番の発生源は、2階フロアの入り口付近だったのです。すぐその横の敷地の場所で測定を行うという状況になっておりまして、通常ですと、普通の騒音も低周波も地上で行うのですが、低周波に関しては、確かに高い場所ですので、風の影響を非常に受けやすいという状況であったと思います。

○永澤会長 ほかにございますか。

○大塚委員 事後調査書の49ページの一番上の表ですけれども、二酸化窒素に関する予測結果と事後調査結果の比較が載っています。それで、一番右側の列に、評価指標値が載っていますが、これはどのような設定をされたのでしょうか。0.04というものと、0.04から0.06のゾーン内、またはそれ以下となっていますが。

通常は、二酸化窒素は0.04から0.06以内、またはそれ以下ですが、一部に0.04とあります。以前のお話ですと、事業者が自主的に低い値を設定したということでしたが、これはどのように設定したのか、ご説明をお願いします。

○武井参事兼課長 事務局からご説明させていただきます。

この評価書の作成時に、現況で0.04を超えている地点については0.04から0.06とし、現況で0.04を下回っている場合は、その下限値の0.04を指標値としました。

○大塚委員 どうもありがとうございます。

○武井参事兼課長 確かにこの2つを使うのが一般的とはいえないかも知れませんが、事業者の考え方として、そういう設定をしております。

○大塚委員 意欲的な取り組みをいただいているので、非常にいいと思うのですが、ただ、

以前ちょっと疑問に思ったのは、別件の病院のアセスのときに、0.04ではなく、0.04から0.06以内、またはそれ以下という評価指標値になっていました。病院は、普通、環境影響評価を行う場合には、学校と並んで、特別な配慮をしないといけない施設です。このクリーンセンターで0.04と設定しているのに、病院のほうで0.04に設定していないのはどうしてなのかと思いました。

今後は、なかなか難しいところがあるかと思うのですが、なるべく0.04と設定していただければと思います。

もう一つよろしいですか。

大気質の調査地点ですけれども、これは今日配付していただいたA3資料の5ページの下赤線の枠中に調査地点が載ってまして、環境大気については、その敷地の左上のあたりに中あきの四角で表示されています。あらかじめ送っていただいた事後調査書にはこの場所がかかれていなかったの、十分検討ができなかったのですが、今回の風向を見ると、北寄りが多かったので、施設の影響を見るには結果として適当でなかったと思いました。

それから悪臭についてですが、悪臭は黒い四角で右下のほうに設定されていますが、今回の風向は、北寄りが一番多かったと書いてあり、あと東寄りの風も吹いていたようですが、結果として、余り施設の影響を受けないようなところで調査をしていたので、これも結果として適当でなかったと思います。

○沼田主任 まず大気についてですが、今回はアセスの現況調査ではなくて、事後調査なので、基本的に調査地点は評価書時点の現況調査とイコールの地点となりますので、この地点を設定しました。事業の実施区域についても、当時評価書を作ったときの場所です。このビオトープの下でやっております。

確かに、結果から見ると、風向がほぼ北寄りなので、事業の影響を捉えていないのではないかというご指摘はごもっともなのですが、積極的な理由にはならないのですが、焼却施設の配置が、18ページに桜環境センターの平面の配置図を載せております。それで、今回大気調査を行ったのは左下のビオトープのあたりなのですが、南側の敷地境界というのは、リサイクルセンター、熱回収施設、今回の事業で一番大きな建築物です。これのすぐ右側が南側の境界になります。これは字が小さいのですが、南側の境界に沿って、搬出車両のランプウェイがあります。先程の低周波音の写真に写っていたコンクリートの構造物になるのですが、この搬入車両が1日実績で片道270台程度の走行がありますので、この自動車の排ガスを吸ってしまうため、一般環境大気としては適当ではないということ、また、南側の境界に接してクリーンセンター

西堀という施設があり、そこにも搬入車両の走行があります。南側は測定には向かないため、評価書時点と同じ地点で行いました。

○武井参事兼課長 追加でよろしいですか。評価書の37ページが大気の調査地点になります。事業地だけではなく、周辺の関係地域内に調査地点を設定しておりまして、これは環境影響調査書のときの現況調査の地点ですが、それについても39ページ以降、測定結果を出しておりますので、周辺について、くまなく調査地点を設定している状況です。

○沼田主任 あと悪臭の地点の件ですが、この悪臭のほうは1日1検体、試料をサンプリングするのですが、気象データは、その1日の平均的な風向風速でして、試料をサンプリングするタイミングとしては、ほとんど無風状態で風向を示さない状態を狙って採っています。

○永澤会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

○藤野委員 これは、データのことではなく、市のほうにお聞きしたいのですが、熱回収で温浴施設における熱に使う電力なのですが、浴場とかプールは、熱から電気に変えたもので全て賄われているのか、それとも普通に重油を使うとか、それとも組み合わせで賄っているのでしょうか。

それから、夜間に蓄熱を行っているということですが、どういう蓄熱をしているのか、お聞きしたいのですが、どうでしょうか。

○大川課長 まずエネルギーについては、ほかから買っている分はございません。夜間蓄熱につきましては、地下の大きい蓄熱槽、温水状態で夜間中に蓄熱して、朝というか次の日に使っているという形で、ピークカットという考えです。そういう蓄熱槽を設置しております。

○永澤会長 これは、使っている水は井戸からくみ上げているものですか。

○大川課長 お風呂に関しては、上水です。全体でいえば、工業用水も使っていますが、温浴施設については上水です。

○永澤会長 ほかにございますか。

○渡辺（季）委員 本日いただいた資料4の4ページの大気質について、施設の稼働に伴って煙突からの排出ガス調査を4回行いましたとあります。調査書の36ページの（1）②イの煙突排煙の大気質の状況に測定したと書いてあります。

ところが、46ページの表4の1の7、煙突排煙の大気質の状況のところでは、一番右のところに大気調査中の最大値が書いてありますが、この測定のほかのデータはどちらにあるでしょうか。

○沼田主任 46ページの大気調査期間中の最大値については、報告書には記載をしておりません。46ページに書いてあるデータの1日ごとの詳細が見たいということでございますか。

○渡辺（季）委員 先ほど言ったとおり資料4では年4回測定しましたとありまして、これは煙突からのガスも含むと読めるのですが、そのデータがちょっと見つからないという問いなのですが。

○沼田主任 最大値だけを取り出して46ページに記載をしました。1日ごとのデータは手持ちでは当然保持しております。

○武井参事兼課長 申し訳ありません。細かいデータをまとめ、最大値を載せました。

○渡辺（季）委員 周辺環境大気は年4回、あるいは周辺地域のデータとして後ろに載っておりますが、施設自体の排出ガス、今回の影響評価とは直接は関係してこないのかもしれませんが、こうしたデータがあったほうがよいのかと思いました。

○永澤会長 ほかにございますか。

○大窪委員 地域交通のところでお聞きしたいのですが、12ページです。3カ所の交差点で影響率が2.6から3.3%、概要版のほうでは、ピーク時の影響率も2%から7%ぐらいであったという話ですが、例えば115ページの上の部分です。午前8時から午後5時までの時間帯のピーク時においては2.7から7%というのは、交差点に入ってくる交通量が最大の台数であったときです。それとは別に、関係車両の台数がピークになると、例えば朝、ごみを集めに出ていくときであるとか、または回収して戻ってくる時とかで、関係車両の台数でのピーク時というものもあると思うのですが、そのときの影響率というのはどれぐらい上昇するものですか。

○沼田主任 事後調査という事情があって、評価書で予測をした結果との比較という観点で、評価書で予測しているのは、搬入車両のピークという想定ではなく、時間ピークと、あと24時間の一般車両も含めた全交通量での比較になっていますので、搬入車両だけのピークの時間を取り出しての比較は、今回はやっておりません。

○大窪委員 わかりました。

○永澤会長 ほかにございますか。

○藤野委員 ちょっと一言だけ。先ほどの水質で蓄熱のことをお聞きしたら、地下につくられているということでした。冬はかなり温度差が、周辺との地下の温度が出てきて、それで地中の温度が少し上がり、それにより微生物活動が結構活発になって、どんどん分解が進んでアンモニアが出てくるというイメージをしたのですが、どこに蓄熱を置いているかにもよるのですが、地下で蓄熱することが、井戸の1と2で全然違う数値になっているということに影響を与

えているのではないかと思ったのですがどうでしょうか。

○大川課長 蓄熱槽につきましては、プラントと管理余熱棟の間の、18ページでいうと、管理・余熱体験施設と書いてある施設を示す赤矢印波線のところで、1階は車両が通るようになっていて、2階以上が床なのです。1階は車路になっているのです。その間です。コンクリート製に、あとは断熱材をやって、事業者提案でこれは入れたところなのですが、蓄熱槽の、少し今の先生の質問とずれるかもしれませんが、温度差を、下は……

○藤野委員 下は温まっているから、その影響は何か考慮されているのですか。

○大川課長 そこは別にしていません。蓄熱している時間が一晩だけなので、長時間蓄熱しているわけではない数字なのですが、場所については、そちらで。影響について考えたのかというと、特にそこまで考慮はしていません。

○永澤会長 いかがでしょうか。ほかにございますか。

○渡辺（季）委員 調査書のところの241ページ、コミュニティのところですけども、こちらの章では、公民館であるとか、あるいは公園等への、いわゆる公害被害や影響があるかどうかという評価を行っているのですが、例えば今の蓄熱・余熱の利用の施設をつくったことによって、新たなコミュニティ施設がつくられ、利用がされ、活動が活発になったとか、そういうところもプラスの評価として考えてもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○武井参事兼課長 では、事務局からよろしいでしょうか。

環境影響評価としましては、既存の施設に対する影響が評価対象となりますので、基本的には対象にはならないものです。ただ、当然、新しい施設ができればコミュニティが充実しますので、事業計画のほうで酌みとっていただければよろしいかと思っております。

○永澤会長 ほかにございますか。

では、よろしいでしょうか。

以上をもちまして、この議題1、さいたま市新クリーンセンター（さいたま市桜環境センター）の整備事業の環境影響評価事後調査書に関する審議を終了したいと思います。

それでは、ここで休憩をとります。今、15時ですので、大体15時10分から再開したいと思います。後半の傍聴の方に変更はありますでしょうか。

○武井参事兼課長 変更がある予定です。

○大谷課長補佐 また始まりのときにご報告させていただきます。

○永澤会長 ありがとうございます。

それでは休憩にいたします。

(休憩)

○大谷課長補佐 それでは、時間となりましたので、進めさせていただきます。

先ほど、永澤会長から傍聴者の件でお問い合わせがありました。前半の傍聴者が3名でありましたところ、後半、新たな傍聴者が3名ふえまして、全員で6名となっております。よろしくお願ひします。

○永澤会長 それでは、傍聴の方にご注意を申し上げます。

会議の開催中は静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。それから、傍聴の方がご意見を述べたり質問をしたりすることはできません。また、会議の録音、録画はご遠慮ください。写真を撮影される場合は、議事の冒頭のみ許可いたします。

以上の注意事項に反した場合は退室していただくこともありますので、ご了承ください。傍聴の方、写真撮影のご希望はございますか。よろしいですか。

それでは、会議を再開いたします。

今度の議題は、議事2です。(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価調査計画書について議論いたします。

それでは、まず事務局から事業者と関係者をご紹介します。

○大谷課長補佐 それでは、(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画の事業者及び関係者をご紹介します。

まず、東京建物株式会社住宅事業部、竹内課長様。

○竹内課長 東京建物株式会社住宅事業部の竹内と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○大谷課長補佐 続きまして、関係者の紹介につきましては、東京建物株式会社様よりお願ひいたします。

○竹内課長 それでは、着座させていただきます。

本日の参加者でございますが、皆様から向かって左手からご紹介させていただきます。

本件の設計・施工のご協力をいただいております長谷工コーポレーションの森下でございます。

○森下チーフ 設計・施工を担当させていただきます長谷工コーポレーションの森下と申します。よろしくお願ひいたします。

○竹内課長 続きまして、同じく設計・施工を担当しております長谷工コーポレーションの河

野でございます。

○河野主任 河野でございます。よろしくお願いいたします。

○竹内課長 その横に座っております同じく設計・施工を行います長谷工コーポレーションの小塩でございます。

○小塩チーフ 小塩でございます。よろしくお願いいたします。

○竹内課長 続きまして、コンサルタントを担当しております日本工営の吉田でございます。

○吉田課長 環境アセスメントを担当しております日本工営の吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○竹内課長 同じくコンサルタントを担当していただきます日本工営の渡邊でございます。

○渡邊担当課長 同じく日本工営の渡邊です。お願いします。

○竹内課長 以上でございます。

○永澤会長 それでは、この計画書について事務局からご説明いただきます。

○鈴木主任 さいたま市環境対策課の鈴木と申します。

それでは、(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画の環境影響評価手続についてご説明いたします。

すみません、着座にて説明させていただきます。

資料5をご覧ください。

(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画ですけれども、こちらはさいたま市環境影響評価条例に基づく手続になりまして、都市計画特例の適用はございません。

事業者の名称ですけれども、3社ございまして、東京建物株式会社、住友不動産株式会社、野村不動産株式会社となっております。

対象事業の種類は、大規模建築物の建設となります。事業規模は、延べ床面積約9万5,000平方メートルです。

事業実施区域ですけれども、さいたま市大宮区北袋町1丁目ということで、さいたま新都心の南東に位置しております。こちらは現在三菱マテリアル株式会社によって土地区画整理事業が行われている地区の一部となります。

関係地域ですけれども、事業実施区域から1.5キロメートルの範囲ということで、さいたま市の大宮区、見沼区、中央区、浦和区の一部となります。

続きまして、手続状況ですけれども、調査計画書を受理いたしましたのが平成28年12月16日となりまして、それから調査計画書の縦覧が平成29年1月10日から2月10日の1カ月間、意見

書の提出期間は1月10日から2月24日となっております。この縦覧期間中の1月23日に第1回委員会を開催いたしました。

その後、3月1日に意見書の概要報告が事業者より提出されました。こちらは意見なしという形での報告となっております。

そして、本日3月15日、技術審議会となりまして、市長意見は5月1日が期限となっております。

続きまして、調査計画書の概要につきましては、事業者である東京建物株式会社からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○竹内課長 それでは、私、東京建物株式会社、竹内から、調査計画書の概要につきましてご説明をさせていただきます。

皆様、お手元にお配りだと思いますが、調査計画書の冊子にのっとして、ご説明させていただきます。

説明につきましては、私から対象事業の名称、目的及び概要等をさせていただいた後、計画書の内容につきましては、コンサルタントの日本工営からご説明をさせていただきます。

それでは、ページをめくっていただきまして、2-1のところ、対象事業の名称、目的及び概要のご説明でございます。

今、さいたま市さんからもご説明がありましたが、名称につきましては、(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画になります。種類については割愛させていただきます。

対象事業の目的でございますが、今ご説明ありましたとおり、さいたま新都心周辺のまちづくりの方針でございますので、こちらにのっとした形で、私どもは共同住宅を新築するという形でございます。

かつ、今、三菱マテリアル様のほうで土地区画整理事業を都市計画決定の後行っておりますので、このあたりの方針にのっとして、我々もさいたま新都心のにぎわいあふれるまちの実現に向けて、良質な共同住宅を新築していこうと考えております。

続きまして、2-2でございますが、対象事業の実施区域でございます。

こちら先ほどご説明がございましたが、右側に地図をつけておりますけれども、本件土地につきましては、もともと三菱マテリアル様の研究施設等がございましたが、現在土地区画整理事業を行っております、周辺に公園や様々な施設ができ上がってくる中で、私どもが土地を取得させていただいたという状況でございます。所在地等につきましては、下のほうの記載のとおりでございます。敷地面積については1万8,800平方メートルという状況でございます。

す。

続きまして、1枚めくっていただきまして2-4でございます。

対象事業の規模でございますが、用途につきましては共同住宅、敷地面積は1万8,800平方メートル、延べ床面積は約9万5,000平方メートル、階数につきましては地上15階、最高の高さが約50メートル、駐車場の台数は約550台を予定しております。

続きまして、対象事業の実施期間でございますが、本事業につきましては、平成30年に工事着工いたしまして、平成34年に竣工する予定でございます。

続きまして、施設計画でございますが、右のほうに図をつけさせていただいておりますが、本件の土地利用計画、建築計画につきまして、計画建物については、15階建ての共同住宅でございます。右側の図面のとおりでございますが、計画地の北側、南側、西側に住宅棟を配置いたしまして、中央部に駐車場、それから駐輪場を配置しております。こちらは図面のとおりでございますので、ご確認いただければと思います。

それでは続きまして、次のページでございますが、計画地への動線計画でございます。こちらは図のとおりでございますけれども、さいたま新都心駅からの歩行者につきましては、旧中山道を直線に歩いていただいております。自動車の入出庫につきましては、次ページ、2-8にもございますけれども、計画地南側に整備されます区画道路2号線という道路を経て幹線道路を通るルートを利用することを想定しております。

緑化計画でございますが、こちらはさいたま市さんのみどりの条例に基づいて、確保をするという状況でございます。

給水、それから排水につきましては、それぞれ公共上水道、公共下水道を利用するという予定でございます。

2-9、熱源・エネルギー計画、廃棄物処理計画等につきましては、こちらも法律等へのとって適切な処理を行う所存でございます。

2-10、工事計画でございますが、工程につきましては先ほども申し上げたとおり平成30年着工としまして、平成34年に竣工する予定でございます。

(2)以降、施工方法の概要等につきましては、通常に分譲マンション、共同住宅の工事となりますので、細かい内容については割愛をさせていただきます。

次ページの2-11、(3)のところ工事用車両及び建設機械というところのルートについての記載がございますが、こちらは次ページ、2-12のところを記載させていただいております。基本的には周辺の幹線道路を利用し、敷地の南、西、北において入退場をすると

いう計画でございます。当然のことながら、建設機械については、低騒音型及び排出ガス対策型の低公害型のものを極力採用するという状況でございます。

最後でございますが、2-13ページに計画地周辺の土地利用計画を書かせていただいております。先ほども申し上げましたとおり、現在こちらの周辺につきましては、北袋町1丁目地区区画整理事業が行われている状況でありまして、目下、道路や周辺施設の整備に入っているという状況でございます。

現状、建物の着工時点につきましては、周辺建物は特に記載がありませんが、将来について、敷地の北側にありますエンプラス様ですとか、しまむらさんのところは入っておりますが、現状こちらの方々にお聞きしても、特段建物の計画ですとか、時期というものは全く未定と聞いておりますので、何かしらが建つという状況ではありますが、本件につきましてはまだわからないという状況でございます。ご了承いただければと思います。

概要につきましては以上でございます、ここから調査計画書の調査項目と内容についてご説明させていただきます。

それでは、日本工営に移させていただきます。

○吉田課長 引き続きまして、調査計画書を説明させていただきます。

3-1ページに調査項目を整理してございます。

表の3. 1-1に示しているとおりでございまして、本事業の実施に伴う環境影響要因といたしまして、表の一番右側でございますけれども、工事に係るものとしたしまして、建設機械の稼働と、資材運搬等の車両の走行、それから造成等の工事という3点を選んでおります。それから、施設ができた後の存在・供用といたしまして、敷地及び施設の存在、施設の稼働及び人の利用、それから自動車交通の発生という3点を選んでおります。

こちらの環境影響要因に関して、さいたま市の環境影響評価技術指針に基づきまして、選定した項目につきましては、3-2ページに示してございます。

基本的には指針に基づいて選定をしておりますが、一部、事業特性、地域特性に基づく、三角で示している部分がございますが、そういったものも一部は選んでいます。

選定した項目といたしましては、まず大気質の工事中の建設機械の稼働、それから資材運搬等の車両走行に伴う二酸化窒素または窒素酸化物、それから浮遊粒子状物質を選定してございます。また、造成の工事がございますので、その際に発生する粉じんを選定してございます。

供用後につきましては、自動車交通の発生、これは施設利用者、マンションに居住される方の自動車が走行することになりますので、それに伴います二酸化窒素または窒素酸化物、浮遊

粒子状物質、炭化水素を選定してございます。

騒音につきましては、こちらも工事中の建設機械の稼働に伴うものと、車両の走行に伴うもの、それから供用後につきましても自動車の走行に伴うものを選定してございます。振動につきましても、全く同様でございます。

下のほうに行ってくださいまして、景観になります。当然、建物ができ上がってまいりますので景観について選定をしております。それから同じく、建物ができますので、日照障害、電波障害、風害を選定してございます。

廃棄物につきましては、工事中の建設廃棄物と建設発生土が出てまいりますので、工事中のものを選定しております。施設ができ上がった後につきましては、廃棄物と、雨水及び処理水を選定しております。

コミュニティでございますけれども、周辺にコミュニティ施設等がございますので、施設ができ上がった後の影響について選定をしております。

地域交通といたしましては、工事中の車両の走行、供用後の自動車交通の発生に伴うものを選定しています。

続きまして、これら選定した項目の調査、予測、評価の方法でございますが、4. 1-1がまず大気質でございます。

調査内容につきましては、めくっていただきまして4. 1-2ページで、こちらは工事中の建設機械の稼働に伴う調査内容を示してございます。

まず周辺の大気の状態といたしまして、既存資料調査で、一般環境測定局と自動車排出ガス測定局のデータにつきまして調査をいたします。4. 1-3ページに図面がございますけれども、計画地周辺のいわゆる代表的な大気の状態を確認するために、一般環境測定局である大宮測定局のデータを収集いたします。

沿道環境の濃度につきましても確認するために、与野公園自排局のデータにつきましても収集いたしまして、道路沿道での状況についても文献で確認したいと考えてございます。

それとは別に、計画地のところで、一体どれぐらいの濃度になるのかということも確認するために、めくっていただきまして4. 1-4ページでございますけれども、計画地の中で現地調査といたしまして、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の測定を実施します。

風向・風速、気象につきましても現地で測定をしていきます。

4. 1-5ページに予測、評価方法を記載してございますけれども、それにつきましては、一般的なプルーム式・パフ式の拡散式を用いまして、予測を行って、環境基準と比較して評価

を行っていくという計画でございます。

続きまして4. 1-6ページから、今度は工事中の資材運搬等の車両走行に伴うものになりますけれども、実際の調査の内容といたしましては、先ほどの建設機械などと同様になります。

予測につきましては、4. 1-7ページになりますが、こちらも道路環境影響評価の技術手法に基づくプルーム式、パフ式で予測を実施します。

続きまして4. 1-8ページが、造成等の工事に伴う大気質への影響ということで、こちらは降下ばいじん、粉塵の調査、予測、評価になりますので、調査といたしましてはダストジャーによる測定を1カ月間、計画地の中で実施いたします。

予測につきましては、環境影響評価の技術手法に基づく予測を行いまして、評価を行う計画でございます。

続きまして4. 1-10ページが、施設ができた後、供用された後、一般入居者の方の自動車に伴う大気質でございますけれども、こちらも調査、予測につきましては、工事中と同様でございます。

続きまして4. 2-1ページからが、騒音、低周波音になります。

まず4. 2-1ページは、工事中の建設機械の稼働に伴う騒音の調査内容でございます。

騒音につきましては、まず計画地の中で、周辺の現況の騒音レベルの測定をいたします。そちらが、次のページの4. 2-2ページのところで、計画地の中にA地点と書いてございますけれども、こちらは計画地の中で一般環境騒音の測定を実施いたします。

予測につきましては4. 2-3ページになりますけれども、日本音響学会の予測式を使いまして、騒音レベルを計算いたします。

続きまして4. 2-4ページが、今度は工事中の資材運搬等の車両走行に伴う騒音の調査内容でございますが、こちらは、現地調査につきましては、工事車両の走行ルートを検討して、その沿道で測定を行います。4. 2-2ページになりますけれども、この赤い矢印、あるいは青い矢印で記載しているのが、工事用車両が走行するだろうという想定ルートになりまして、その沿道で道路交通騒音の調査を実施いたします。

予測につきましては、4. 2-5ページになりますけれども、こちらも日本音響学会による交通騒音の予測モデルを用いて行います。

続きまして4. 2-6ページが、供用後の自動車交通の発生に伴う騒音の影響になりますけれども、こちらの基本的な考え方としては、工事中と同様になりまして、4. 2-7ページのほうに地点を入れてございます。

こちらは、工事用車両の調査の地点と違うところがございます、それがNo. 5と書かれている地点でございます。こちらのNo. 5という地点の道路ですけれども、普通の一般小型車であれば十分通行できる道路ですけれども、若干大型車が走行するには狭い道になってございますので、工事用車両としてはこのNo. 5は通らない計画としています。しかし、一般の方々につきましては通る可能性があるかと思っておりますので、こちらのNo. 5という地点を加えて測定をしております。

予測につきましては、同様に日本音響学会の予測モデルを用いて行っていくということでございます。

4. 3-1ページからが振動でございますけれども、振動の調査地点につきましては、騒音と全く同様でございます。予測モデル、あるいは評価の指標が騒音と異なるということでございます。

続きまして、4. 4-1ページからが景観でございます。

景観につきましては、基本的に予測の段階でフォトモンタージュを作成いたしまして行いますので、その現況の写真撮影を行う地点といたしまして、4. 4-2ページのところに調査地点を記載してございます。

計画地を中心といたしまして、おおむね1.5キロ圏内の範囲を今、点線で囲ってございますけれども、近景域、それから中景域、それから遠景域という3つの区分ぐらいに大別いたしまして、方角につきましても、東西南北でいろいろな方向から見えるような場所をピックアップいたしまして、写真撮影を行う予定でございます。

実際にこちらの地点から、建物が見える見えないという部分はあるかもしれないので、この部分から抽出していくことになるかと考えております。

続きまして、4. 5-1ページが日照障害でございます。

日照障害につきましては、基本的にはコンピュータシミュレーションによって時刻別日影図や等時間日影図を作成して予測していくこととなりますが、そのほかに、天空写真を事前に撮影いたしまして、その天空写真上に太陽軌道を重ね合わせた予測につきましても、実施いたしますので、現地調査といたしましては、日影が生じる、計画地の北側のほうになりますけれども、天空写真撮影を行う計画でございます。

続きまして、4. 6-1ページが電波障害でございます。

電波障害につきましては、こちらも基本的な予測といたしましては、地デジ、衛星放送の遮蔽障害について予測をすることになりますけれども、地デジにつきましては、現状、電波の受

信状況につきまして、電波測定車を用いまして現地周辺で測定を行う計画としてございます。

続きまして、4. 7-1 ページが風害でございます。

風害につきましては、まず大体の範囲でございますけれども、風の影響がでてくるものとしたしまして、計画建築物の最高高さの約2倍程度を考えてございまして、今回の施設は、高さ50メートルになりますので、その2倍程度の範囲、もうちょっと広めには設定すると思うんですけれども、そのぐらいの範囲について影響をみていきたいと考えてございます。

今回、4. 7-2 ページに予測の内容を書いておりますけれども、予測につきましては、流体数値シミュレーションを用いました風環境の予測をしてみたいと考えてございます。

続きまして、4. 8-1 ページが廃棄物等でございます。

廃棄物につきましては、まず工事に伴う建築廃棄物、あるいは建設発生土につきましては、工事の計画の内容から推計してまいります。それから、施設の供用後に出てくる廃棄物でございますけれども、こちらも施設の用途や延べ床面積に応じた排出原単位がございますので、それに基づいた排出量について算出をしてみたいと思います。

雨水及び処理水につきましては、こちらも事業の計画に基づきまして、雨水・処理水等の状況について予測を行う予定でございます。

続きまして、4. 9-1 ページがコミュニティでございます。

コミュニティにつきましては、周辺に公民館ですとか、そういったコミュニティ施設がございますので、まず調査といたしましては、基本的には既存資料の調査を行いますけれども、現地のほうにも赴きまして、施設の利用状況、あるいはそこにお越しになる方々の動線について、確認していくように思っております。

予測につきましては、施設の立地状況、利用者の動線、実際の施設ができた後の大気質・騒音の予測結果、あるいは自動車の交通の走行ルートと動線の計画などを重ね合わせまして、その施設の利用者に対する影響があるかないかということ予測をしてみたいと考えてございます。

4. 10-1 ページが地域交通でございます。

まず、調査の内容は4. 10-2 ページに書いてございますけれども、基本的な調査項目といたしましては、交通量、道路、交通安全対策の状況などについて、現地調査、あるいは文献で確認をしてみたいと思います。

工事中の資材運搬等の車両走行に伴う地域交通につきましては、4. 10-3 ページに現地調査の地点を入れてございます。こちらの矢印が、先ほど騒音のところでもご説明いたしました

工場用車両の走行が想定されるルートになります。この中の断面、No. A、B、C、D、4つの断面、こちらの道路交通騒音の調査を実施する地点と同様になりますけれども、こちらの断面で断面交通量、それから歩行者、自転車について調査をしております。

それとは別に、工事用車両の走行ルートが、周辺の幹線道路と交わる交差点のところになりますけれども、No. 1、2、3という3つの交差点につきましては、交差点の交通量調査を実施いたします。

予測につきましては、4. 10-4ページでございますけれども、基本的には、交通量の調査結果と、それから派生する工事用車両の台数から、交差点需要率等を求めまして予測を行っております。

4. 10-5ページが、供用後の地域交通への影響になりまして、こちらの調査の内容としてはほぼ同様でございますが、調査地点といたしましては、4. 10-7ページになりますけれども、先ほど騒音のところでもご説明いたしましたが、一般の方々の車両動線につきましては、計画地の南側、断面でいうとNo. E、交差点でいうとNo. 3に行く動線につきましても想定されますので、No. EとNo. 3という地点を追加してございます。

以上が、選定した項目についての調査の内容になります。

それから、5-1ページにつきましては、環境保全についての配慮事項というところで、地域の特性について現段階での既存資料を収集して、内容を整理したところになりますので、内容につきましては割愛させていただきます。

簡単ではございますが、調査計画書の説明としては以上でございます。

○永澤会長 ありがとうございます。

この件に関しては既に第1回委員会を開催し、審議しております。それでは、委員長をお勤めいただきました山本先生からご報告いただきます。

○山本委員 それでは資料6をご覧いただきたいと思っております。

この件につきましては、平成25年1月23日に現地を見せていただいて、そして事業者から詳しくその事業の概要等の説明を受けました。その上で、調査計画書につきましては、環境影響評価の手法、現況調査、評価の方法等に過不足はないか議論いたしまして、まとめたのが資料6になっています。

大きく見ますと3つありまして、大気質、景観、地域交通、この3つとなっております。

今回は水関係と土壌、それから生態関係はありません。これからその結果を説明させていただきますが、専門の立場から、景観につきましては窪田先生に、地域交通につきましては大窪

先生に補足説明をしていただこうと思っています。大気質に関しては、今日は篠原先生がお休みですけれども、ここに書いてあるとおりでとお考えいただければいいかと思います。

それでは、この資料に沿って説明させていただきます。

まず1番目の大気質でございますが、(1)として建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴って排出される窒素酸化物は、その大部分が一酸化窒素として排出された後に二酸化窒素に変化することから、調査・予測に当たっては環境基準が設定されている二酸化窒素濃度だけでなく、一酸化窒素濃度も対象とすることというのがまず第1点となっています。

それから、第2点目としては、大気質の一般環境調査地点は事業計画地周辺の環境を代表する地点として事業計画地内の1地点が選定されているけれども、予測地点の選定に当たっては、周辺の住宅地等の配置を勘案し、資材運搬等の車両の走行及び供用後の自動車交通の発生に伴う環境への影響を的確に把握できる地点を選定すること。さらにまた、予測地点につきましては、事後調査計画における調査地点との整合を図ってくださいという、2つでございます。

大きな2番目の景観でございますけれども、まず第1点目です。眺望景観の視覚的なインパクトは距離によって大きく変化し、対象物から遠くなればそのインパクトは小さくなる。そのため、眺望景観の調査地点の選定に当たりましては、事業計画地からの距離により整理し、特に事業計画地から100メートルないし200メートルの範囲にあつては調査地点を多く選定することが望ましい。また、方位についても同様に整理しておくといふことです。

それから2番目としては、景観資源への影響の予測において、可視領域から推定する方法によるとありますけれども、実際には現地調査によるものとなるのであれば、その旨具体的に記載してくださいということでございます。

それから、大きな3番目の地域交通になりますけれども、まず第1点目が地域交通の調査地点については工事中は3地点、存在・供用時は4地点が選定されており、県道さいたま北袋線上の交差点が工事中の調査地点から除かれている。これは、工事用車両が当該交差点で県道さいたま北袋線と交差する市道を使用しないためとされている。しかしながら、一般車両が工事用車両を避け、経路を変更することによって当該交差点の交通量が増加する可能性があることから、工事中の調査地点についても存在・供用と同様に当該交差点を含め、4地点を選定したほうがよろしいということですよ。

それから、2番目になりますけれども、土地区画整理事業において、事業計画地周辺の区画道路が整備され、拡幅されることによりまして交通量が増加し及び自動車走行速度が上昇することが予想されます。また、本事業を含めた周辺のまちづくりにより、歩行者等がふえること

も予想される。これらの変化により、交通事故のリスクが高まることが懸念されることから、交通安全の変化の程度の予測においては交通量の増加だけでなく、自動車走行速度及び歩行者数等の変化を想定して、これを十分に考慮することという、以上の意見になっております。

窪田先生から景観について少し補足説明をしていただけますか。

○窪田委員 コメントに入る前に、あらましの2ページの中で、用途地域等の中の一番下の景観誘導区域と入っていますが、さいたま市の景観審議会の所管事項も大規模建築物の届け出があって、そこで議論がされているものがあるはずですが、それをここでもう一回重ねるような議論は必要ありませんので、景観審議会にかけると何かがあるのであればどういふことを対応して、こちらの技術審議会ではどういふことを評価の対象とするか、そこがはっきりしていないので、余り細かいコメントをこれから申し上げると混乱するかと思ひまして、そこだけ先にお答えいただけませんかでしょうか。

○森下チーフ さいたま市の景観条例に基づいて、今後届け出等の予定をしておりますけれども、事前に何かしらの景観に関しての打ち合わせ等を行っているわけではございません。

○窪田委員 そうですか。事業化が少し先ということなのかどうかわかりませんが、多分これぐらいの規模になると何か扱いがあるのかなという気がします。

それは別途行ふということであれば、要点だけ申し上げます。委員長からご説明いただいたように、100メートルから200メートルの範囲にあってはということ、私もそう思います。というのは、環境アセスでは、県の場合も多少やっていたことがあります、1,500メートルというのは相当広い範囲で、市街地では、この範囲の中から見える場所はそれほど多くなく、通常、このぐらいの規模の建造物であればやっぱり至近距離が重視されます。景観工学では、500メートルを超えたら遠景で、しかも普通の人間の目では横に並んでいるものが、どちらかが手前にあるかというのはわからない距離になり、重なっていけば手前にあるのが大きく見えます。そのため、1,500メートルまでを範囲とする場合であっても、その中のポイントを選定するときに何メートルのところは何点あって、こちらは例えば北向きにしか1点しかとっていないというように整理する必要があります。北側の地点ですと日本は北半球になりますから全部影になる場合もあります。方位というコメントがある以上はそこも踏まえて、これで十分か、あるいは逆に、ここまで遠いところをとる必要がないのではないかと検討する必要があります。例えば行ってみて、又はコンピューターグラフィックスでシミュレーションできるのであれば、手前にある大きなマンションで全く見えなかつたりすることもあり得るので、遠距離よりも歩いて回れる範囲という500メートル以内のところ、しかも人がたくさん通る街路から見るの

と、細い生活道路等から見るのでは全く見える範囲が違いますから、幾何学的な条件は整理したほうが良いと思います。

表の4. 4-3 評価の指標では、評価の指標の内容ではなくて、それが載っている文献を書いているだけです。例えば仰角を図るということになると、ある程度以上の仰角が出てくるような距離は圧迫感を感じるということになりますので、それはどこまでなのかが問題となります。また、色彩が問題になるのはどこまでかとか、あるいは逆に、これ以上離れると周辺の市街地でほとんど見えなくなってくるとか、いわゆる影響範囲の検討をした上で、その中の代表地点を選定するということが必要だと思います。

先ほどのご説明では地権者は決まっているが、建築計画等が未定であるため、当面はそこに何も建たないという条件にしか評価はできないということになると思います。ある方向から見た景観というのは、将来ずっと変化せず、特に北側から見ると、手前に建物が建ったらインパクトが減るといったようなこともきちんと整理したほうが良いと思います。できる限り500メートル以内を100メートル単位ぐらいでもう少し絞って、人が立ち入ることがないところは選ぶ必要がないですから、主に街路の上から人の目で眺めるときに、左右いっぱい視野を占める場合と、細長い、例えば塔みたいな建物で、視野を横方向には占めないけれども、上方向から圧迫感を感じる場合は、インパクトの内容は変わってきますので、その辺を考慮した評価をしていただけるようにしていただきたい。

以上です。

○山本委員 では、地域交通の補足説明をお願いします。

○大窪委員 地域交通の1点目について、これは工事中と存在・供用時の交通量を調査する地点が3つから4つにふえているというところで、存在・供用現地調査の図4-6に示されているNo. 3と書かれている地点が図4-5で交通調査の地点として選ばれていません。なので、ここを追加したほうが良いのではないかという指摘ですけれども、この図4-6のNo. 2付近では、工事用の車両がふえることで交通容量が低下します。そうすると一般車はそれを避けるように抜け道と言われるような道路を利用することになるので、供用中に利用が見込まれているような道路であれば事前に交通量を調査しておいた方がよいのではないかと考えます。そうすることによって、工事中と存在・供用時の交通量の比較というのが容易に行えるのではないかという意味で指摘しました。

存在・供用時の図4-6のNo. 3の交通量というのは、No. 3で存在・供用中に計った交通量と、工事中のNo. 3の交通量というのは何らかのデータで予測、補完できるというこ

とでしたが、工事中にも計っておいたほうが比較しやすいと考えています。

2点目の交通安全の点について、自動車走行速度及び歩行者数などの変化を想定し、十分に考慮することということで、大きなマンションが建ち、近くに商業施設など歩いて行けるようなところもありますので、歩行者数がふえることが予想されます。それだけではなくて、歩いている人も例えば家族連れで小さな子供を連れている人たちがふえることも予想されることから、この建物ができる前とはまた性質が違った歩行者がふえてくるだろうと思います。そうなったときに、問題が起こらないように、歩行者道を整備するなり自転車道を整備するなりといったことを考えてほしいということです。

以上です。

○山本委員 ありがとうございます。

委員会からの報告としてはこれで終了させていただきます。

○永澤会長 ありがとうございます。

それでは、今の委員会報告も考慮していただきまして、調査計画書について皆様からご意見等伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

○岩崎委員 4. 6-1の電波障害について、他の評価項目では、調査地域・地点を図面で明示し、どのように評価をするのかという記載があります。電波障害に関しては、例えばどこの方向からスカイツリー局や浦和局の電波が到来し、どこに影響が出てくるのかということを図示し、どこでどのくらいのサンプルをとったらいいのかというところをはっきりさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

○武井参事兼課長 ご指摘を踏まえまして、この後準備書では明確に示せるように対応させていただきます。と思っています。

○永澤会長 ほかにございますか。

○藤野委員 水質について、工事を行っている間に公共用水域には流さないということで、この公共用水域の水質は評価項目として選定されていません。ただ、下水に流すといっても間違いなくセメントやコンクリートを扱うと、排水は強アルカリになります。pHと浮遊物質は通常セットでチェックが入ります。浮遊物質に関しては敷地内で適正に落としてから流すということが書いてありますが、pHも適正な範囲で行うということをごく明記していただけないかと思います。これは、公共用水域に直接出ないとしても、下水へのインパクトは相当ある

のではないかという懸念がございます。

○武井参事兼課長 事業計画のところで対応させていただきたいと思っておりますが、pH調整はやる予定ですか。

○吉田課長 工事中の排水、特にアルカリ排水等を含めまして適切に処理した上で工事を進めてまいります。3-5ページにさきほどの水質も造成等の工事のところで、沈砂槽等により適切に処理すると書いてございますけれども、より詳しく、準備書の段階では記載させていただきたいと思っております。

○永澤会長 ほかにはございますか。

○四ノ宮委員 調査計画書の5-39ですけれども、土壌の状況が、配慮すべき項目の中にありますが、計画地周辺の大宮区の北袋町1-297の周辺というのが、土壤汚染対策法の形質変更時要届出区域に指定されているということですのでけれども、今回のこの計画地周辺であって、計画地はこの届出区域を含んではいないということでしょうか。

○大谷課長補佐 事務局からお答えいたします。

確かに今、四ノ宮委員がおっしゃったように、この区域は形質変更時の要届出区域が何メッシュかあります。ただし、今回の工事に当たっては、ちょうど一番マンションの東側のところが当たるかどうかというのは、事業者を確認していただいている最中ではございまして、もしそこに当たれば、自然由来の区画になっているので、土対法に沿って届け出を出していただく予定でございます。

○永澤会長 ほかにはありますか。

では大塚先生。

○大塚委員 計画書の4.1の大気質に関する予測ですけれども、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の予測が載っています。表4.1-2の建設機械の稼働に伴う大気質への影響のところですが、表の一番右側に予測対象時期として建設機械の稼働に伴う汚染物質排出量が最大となる時期とあります。建設機械の稼働と、その次の4.1-6にあります資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響が時期的に重なる場合があるということであれば、両方の影響を足したものを出力していただいて、その上で評価をしていただきたい。

これは、アセスの指針がそのように変更になったと思うので、ぜひそれをやっていただきたい。要するに片方の影響だけだと基準を満足するという場合でも、両方足すと基準を超過するという場合があり得るので、両方足して、その上で評価していただきたい。

次は4.1-12の存在・供用に伴う大気質への影響です。評価の指標の表の右に指標値が載

っています。予測をしてその結果を指標値と比較して評価することになるわけですが、特に一番下に炭化水素（非メタン炭化水素）とありますけれども、これの評価をする場合に注意していただきたいことがあるので、あらかじめ申し上げておきます。

前のアセスメントのときに問題がありましたが、非メタン炭化水素の値が非常に高く、指針値を超えていたわけです。それは周辺の大気汚染の常時監視の測定局で測定された値も、また、事業者が事業の対象地域で行った測定でも非メタン炭化水素の値が指針値を超えていました。

それで非常に奇妙なのが、工事の影響が加わるとますます指針値を超えるようになるわけですが、評価の段階では指針値を超えていなく、整合的であるという結論になってしまっていました。要するに螺旋階段を上っていくと、いつの間にか下に行ってしまうという非常に奇妙なストーリーになっていたわけです。それで、準備書で奇妙な記述になっていたのが指摘し、審議会意見としてもそれが載っているわけですが、最終的に提出された評価書では、そこが訂正されていなかったという問題があります。

なぜそういう奇妙なことになったかということ、非メタン炭化水素についての測定値と指針値を比べて、超過している測定値がひとつでもあれば指針値を超過していると判定していたわけです。ところが、そのアセスの予測では、個別の測定値と指針値を比較するのではなくて、測定値の平均値を出して、それと指針値を比較して指針値よりも低いから指針値を超えていなく、整合的であるという結論になっていたわけです。それは適切ではないと考えますので、非メタン炭化水素については予測において最大値を出すという形にして、それと指針値を比較するような形にしてもらいたいということです。

最大値を出すというのが、もし非常に難しいのであれば、二酸化窒素あるいは浮遊粒子状物質と同様に、98%値あるいは2%除外値を出して、それと指針値とを比較するというような形にしていきたいということです。

以上です。

○永澤会長 今の後半の部分についてはいかがでしょうか。

○武井参事兼課長 この指針値は、3時間の最高値が超えれば光化学オキシダントの環境基準を超える数値に相当するところがございますので、いただいたご意見を踏まえまして、適切に準備書に反映させていただきたいと思います。

○永澤会長 ほかにございますか。

○渡辺（愛）委員 今回の事業地が既に整地されている場所ということで、動物、植物、生態

系につきましては直接のアセスの項目には入っていないということですが、すぐ近くに見沼田圃があるということで、5-66を見ますと、配慮される地域と配慮事項として動植物の関係のことが書いてあります。計画地周辺には水田等の動植物生息・生育空間があるということで、生育・生息空間の分断及び孤立化の回避に努めることとあります。けれども、その後の5-69を見ますと、動物・植物・生態系への配慮ということで、施設の存在・供用時に関しては条例に基づき敷地の10%は緑地を確保する、敷地内緑地の適切な管理を行うと書いていますが、これは敷地の中だけのことで、周辺の見沼田圃等への配慮について一切書かれていません。特に見沼田圃は野鳥の観察地としても非常に有名なところでして、私は神奈川県に住んでいますが、神奈川からわざわざツアーを組んで見沼田圃にバードウォッチングに行くぐらいのところです。しかし、特に工事中の大型車両や機械等により、恐らく鳥の動線に影響を及ぼされることが起こり得ると思います。そのため、配慮すべき項目として周辺地域、具体的には動物・植物・生態系への配慮のところに、工事中のことに影響を及ぼさないようにするということを入れてほしいと思います。

○永澤会長 ほかにはございませんか。

○武井参事兼課長 今回の件でよろしいですか。

○永澤会長 はい。

○武井参事兼課長 66ページの配慮される地域というのは、関係地域内を1.5キロとしますと見沼田圃も含まれるということで、ここには記載されていますが、具体的な調査・予測地域となりますと、動物については事業区域から200メートル、ただ、渡辺委員がおっしゃったとおり、鳥類については行動範囲が広いので、技術指針では行動範囲を考慮した上で適宜調査範囲、予測範囲を広げるという形になっています。

ただ、今回は見沼田圃からかなり距離がございますので、動物等の評価項目は調査・予測項目とはしていないところですが、この地域環境の保全、動物への配慮というところで、工事の影響に対してどういう配慮ができるのかということをお事業者と検討していきたいと思っています。

○渡辺（愛）委員 直接事業計画区域には入らないため、致し方ない部分もあると思いますが、配慮するということが一言文言としていただいただけだと安心できるかと思っています。

○永澤会長 工事期間はどのぐらいを予定しているのですか。その間に鳥が別のところに生息地を変えてしまうと元へ戻らない可能性があるのですか。

○渡辺（愛）委員 そういうことも起こり得ると思います。

○永澤会長 例えば、それが1年なのか3年なのかにもよると思います。

○渡辺（愛）委員 そうですね。鳥の種類にもよるので一概には言えませんが、戻ってくるということもあると思います。

○永澤会長 工事期間はどのくらいを予定されていますか。

○吉田課長 平成30年に着工して平成34年に竣工するというところでございますので、それぐらいの期間になります。実際はこちらの計画というより、すぐ隣にJRの鉄道が走っているような状況ですので、現況でも騒音があるような地域になります。その一方で、工事中の騒音につきましても、生き物への影響だけではなくて近隣の住民の皆様がいらっしゃいますので、当然、配慮をした計画で施工してまいりますので、何か書けることがあるかどうかということは、さいたま市さんと協議、相談させていただきながら、準備書で反映させていただければと考えています。

○永澤会長 よろしいでしょうか。

ほかにはございませんか。

○渡辺（季）委員 先ほど、委員会意見があったので変更されるかもしれないですが、例えば4. 1-4、4. 2-2のページで地図がありまして、それぞれ大気と騒音振動のA地点というのがありますけれども、両地点の位置が恐らくは、異なるのではないかとおぼやかれますが、同じA地点ということで紛らわしいと思います。区別していただくと、読みやすくなるので助かります。

同様に、4. 10-3に工事中の交通量の調査地点としてNo. 3がありまして、これが4. 10-7の供用後の交通量の調査地点のところではNo. 4となり、順番が入れかわっています。この図だけ見ると非常にわかりづらくなりますので、ご配慮いただければと思います。

○武井参事兼課長 ありがとうございます。修正いたします。

○永澤会長 特に前後の整合性をとるためには、なるべく名前を一致させておかないとずれてしまいます。

ほかにはございますか。

○大塚委員 計画書のページの3-2ですけれども、本事業の実施に伴う環境影響要因というところでは、一番上のほうに大気質がありますけれども、その一番下のところで大気質に係る有害物質等を造成工事のところに入れてほしいと思います。やはり、このあたりの場所は、かつて汚染がいろいろ問題になり、気にしていらっしゃる方もおられると思うので、これを入れておいていただくと非常にいいと思います。

以上です。

○武井参事兼課長 ご意見を踏まえて、事業者と調整いたします。

○永澤会長 ほかにはございますか。

よろしいですか。

それでは、この件に関するご意見等は以上としたいと思います。

これで議題2に関する審議を終了したいと思います。

それでは、今回議題になりました2件ですけれども、クリーンセンターに関するもの、それからこの北袋町に関する2つの案件について、皆様からいただきましたご意見のほかに、本日も欠席の委員の先生からのご意見も加えまして、審議会の答申として取りまとめたいと思います。

答申案については、事務局で作成していただいて、一度委員の皆様にご確認いただいた上で決めたいと思います。最終的な判断は私に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○永澤会長 ありがとうございます。

それでは、議題その他ですけれども、委員の皆様から何かご意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

事務局からは何かございますか。

○大谷課長補佐 特にございません。

○永澤会長 それでは、これをもちまして議事を終了いたします。

傍聴者の方はご退席願います。

(傍聴者退室)

○永澤会長 それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○大谷課長補佐 本日は長時間にわたりご審議いただき、まことにありがとうございます。

最後に事務局から3点ほど連絡事項がございます。

まず1点目でございますが、本日の議事録と答申案の確認についてでございます。

本日の議事録につきましては市のホームページに掲載をさせていただきたいと思っております。

それで、その前に委員の皆様にご電子メール等でお送りさせていただいて、内容をご確認いただいた上でホームページに載せたいと思っております。

また、答申につきましては、本日欠席の委員の方にもご意見をお聞きした上で事務局が答申

案を作成いたしまして、メール等で送信をさせていただきます。その後、皆様にご意見等をいただきまして、永澤会長の最終判断をいただいて確定をしたいと思っております。

2点目につきましては、市長意見についてでございます。

市長意見につきましては、審議会答申をもとに書面で作成をしたいと思っております。市長意見書は事業者に送付いたしますが、その内容につきましては委員の皆様にもご報告をさせていただきますたいと思っております。

3点目につきましては、次回の予定についてお知らせでございます。

(仮称) セントラルパーク整備事業というのがございまして、調査計画書が3月1日に提出されております。予定どおり手続が進むと、この後5月から6月ごろに技術審議会を開催させていただき予定となっておりますので、皆様ご都合を合わせていただいでよろしくお願ひしたいと思っております。

なお、今回環境影響評価の条例集及び技術指針の手引きが、印刷したものになっておりますが、現在新たに事務局のほうで製本中ではございまして、それができ次第、事務局から皆様方にお送りさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして第24回さいたま市環境影響評価技術審議会を終了いたします。

長い間どうもありがとうございました。